

平成24年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成24年6月12日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 小嶋克文議員 (1) 環境行政について問う  
(2) 教育行政について問う
2. 鈴木勝彦議員 (1) 交通安全対策について  
(2) 地震対策について
3. 幸前信雄議員 (1) 事業仕分けの結果について  
(2) 行政評価システムについて
4. 小野田由紀子議員 (1) 防災対策について  
(2) 介護保険事業について  
(3) 予防接種事業について
5. 磯田義弘議員 (1) 二級河川・稗田川改修事業について
6. 黒川美克議員 (1) 防災対応と都市基盤整備について  
(2) 図書館の相互利用について

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	杉浦幸七
教	育長	岸上善徳
企	画部長	加藤元久
人事	グループリーダー	野口恒夫
地域政策	グループリーダー	岡島正明
経営戦略	グループリーダー	山本時雄
総	務部長	大竹利彰
行政	グループリーダー	内田徹
財務	グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター	長	新美龍二
市民窓口	グループリーダー	木村忠好
市民生活	グループリーダー	山下浩二
福	祉部長	神谷美百合
福祉企画	グループリーダー	磯村和志
地域福祉	グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険	グループリーダー	篠田彰
保健福祉	グループリーダー	加藤一志
こども未来	部長	神谷坂敏
こども育成	グループリーダー	大岡英城
こども育成	グループ主幹	磯村順司
文化スポーツ	グループリーダー	内藤克己
都	市政策部長	深谷直弘
都市整備	グループリーダー	平山昌秋
都市整備	グループ主幹	田中秀彦
都市防災	グループリーダー	芝田啓二
都市防災	グループ主幹	杉浦嘉彦
上下水道	グループリーダー	竹内定
地域産業	グループリーダー	神谷晴之
地域産業	グループ主幹	杉浦義人
学校経営	グループリーダー	中村孝徳
学校経営	グループ主幹	梅田稔

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長            松 井 敏 行  
主                            査            杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に、御協力のほど、お願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は、全員であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

15番、小嶋克文議員。一つ、環境行政について問う。一つ、教育行政について問う。以上2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

〔15番 小嶋克文 登壇〕

○15番（小嶋克文） おはようございます。

通告に従い、2問質問をさせていただきます。

初めに、環境行政について問うを質問します。

東日本大震災から、きのうで早くも1年3カ月が過ぎました。被災地では、今でも懸命に復旧、復興作業に取り組んでいます。しかし、この復旧、復興の大きな足かせになっているのが、津波等によって破壊された建築物等のがれき、いわゆる震災がれきです。震災で発生した岩手、宮城

両県のがれきの量は、推計で2,050万 tに上り、岩手では平年の11年分、宮城では10年分に相当します。その後、がれきの流出などで当初量より減少していることが判明しましたが、それでも岩手、宮城両県だけで短期間に処理できる量ではありません。

がれき処理は、被災地だけで処理することは不可能であり、早くから広域処理が叫ばれていました。がれきの処理が進まないと区画整理もまちづくりもできません。住宅の建築もできません。工場などの建設が進まなければ産業再生なども具体化できません。復興がおくれると、若い人がどんどん県外へ出て行ってしまいます。5年後、10年後の産業の担い手がいなくなってしまう。担当者は人口流出の加速を大変心配されています。

また、がれきの野積みは、家族がよくせき込むようになったと健康被害にも大きな影響が出ています。環境省の発表によりますと、5月7日時点での最終処分されたのは、当初からがれきを受け入れていた東京都、青森県、秋田県、山形県などの自治体の分を含めても全体のわずか12.6%にしかすぎません。がれきの受け入れが進まない最大の理由は、放射性物質拡散への不安であることは言うまでもありません。焼却前のがれきは、放射性セシウムが1 kg当たり240ないし480Bq以下、焼却灰は同8,000Bq以下とする国の安全基準については、日本学術会議など専門家団体も一様に評価しています。しかし、後手後手になっている政府の安全対策も、がれき処理が進まない大きな原因となっています。

最近になって、受け入れを表明する自治体が徐々に増加し、静岡県島田市では、5月23日、岩手県山田町のがれきを搬入し、焼却を始めました。その後、静岡市、裾野市、浜松市、富士市でも焼却試験が始まり、放射濃度など、安全性が確認できれば受け入れを決定する方針だそうです。北九州市でも、5月23日、小倉北区で西日本初となる試験焼却が始まりました。

愛知県においては、大村知事が3月19日の定例会見で、東日本大震災で発生したがれきの処理をめぐり、県が主体となって震災がれきを受け入れる方針を正式に表明し、震災がれきの仮置き場や焼却施設、最終処分場などを新たに設置する方針を明らかにしました。その候補地として、知多市の廃棄物で埋め立てられた人工島、中部電力碧南火力発電所の敷地内など、県内の3カ所を発表しました。候補地として中部電力碧南火力発電所の話が出たとき、碧南市においては300件もの問い合わせや苦情の電話が殺到したと聞いています。

以下、震災がれきの受け入れについてお尋ねいたします。

第1点目として、現在までがれき受け入れに関してどのような情報を得ているのか、また国や県からがれきの受け入れについての要請はあったのか。

2点目として、高浜市として、放射性物質の可能性のあるがれきに対する調査、研究を行っているのか。

3点目として、中部電力碧南火力発電所ががれき処理の候補地に上がったとき、高浜市においては問い合わせや苦情等の電話があったのか。高浜市は、碧南火力発電所に近く、市民にとって

も大きな問題であります。中部電力碧南火力発電所の敷地内における焼却施設や焼却灰の最終処分場の新設に対して、高浜市としてはどのような取り組みを検討しているのか。

4点目として、愛知県は、県として3カ所の受け入れ候補地を予定しているが、それ以外の自治体や衣浦衛生組合のような一部事務組合でもがれきの受け入れが行われる可能性はあるのか。

2問目の教育行政について問うについて質問させていただきます。

昨年3月11日の東日本大震災以降、津波の発生を心配される方が大変多くなりました。高浜は大丈夫かとか、家の周りには高い建物が無い、津波が来たらどこに逃げればいいのかといった不安の声を耳にします。私たちが住んでいるこの地域は、東海・東南海・南海の3連動地震が30年以内に発生する確率が極めて高く想定されています。想定被害も情報収集され、対策が急がれているところです。

昨年の東日本大震災では、多くの児童・生徒の命が津波によって失われました。しかし、釜石市では99.8%の子供の命が救われ、釜石の奇跡と呼ばれました。これは釜石市が長年取り組んできた津波に対する防災教育の成果にほかならないと思います。一方、津波の発生時前で避難場所さえ決めてなく、逃げ惑ううちに津波に飲み込まれて多くの子供、職員が犠牲になった学校もあります。

本市においても、決して人ごとではありません。3連動が発生した場合、3.1mの津波の高さが想定されています。想定以上の高い津波が発生することも否定はできません。地震、津波等、自然災害に対してはできる限りの対策を早期にとることが自治体の大きな責任でもあります。

さて、本市の南部地域の沿岸部の高さは海拔2.0mから3.5mと低く、しかもこの地域には港小学校、高浜南部幼稚園が位置し、多くの子供たちが日中の生活を送っています。大津波が発生したとき、犠牲者を一人も出すことなく避難できるか、大変心配されます。また、稗田川沿いに位置している南中学校、高取小学校も高さは海拔2.0から3.5mと低く、津波が襲ってくることも考えておく必要があります。

1点目として、昨年の大地震を受けて、各小学校、幼稚園においては台風や地震、津波などの防災対策マニュアルをどのように見直したのか。

2点目として、津波の発生に対してはどのように取り組んでいるのか。津波に対しては、とにかく高いところへ逃げるしかありません。津波に対する避難訓練の実施についてはどのように取り組んでみえるのか。

3点目に、地震が発生したとき、避難場所として高浜中学校、南中学校が指定されています。地震は、いつ何どき起こるかわかりません。日中に地震が起こった場合、大半の大人の人は仕事に出かけて、地元にはいない状況が考えられます。避難場所になっている中学校にはたくさんの方が避難してきます。こうした時間帯に学校にいる中学生たちの存在は大変重要であり、救助する側として、中学生は大変貴重な戦力とも言えます。避難してきた人の中には、けがをしている人

もいます。また、気分を悪くしている人もいます。中学生であれば、日ごろの訓練があれば応急手当もできます。心臓マッサージもできます。AEDの使用もできます。また、簡易トイレの組み立て、水槽の組み立て、備蓄品の運搬など、中学生が担える仕事は数多くあると思います。こうした活動も日常的に取り組んでいなければ、いざというときにその力を発揮できるものではありません。ふだんから取り組んでいることが大事です。中学校の避難訓練等においてもこのような取り組みが必要であると思いますが、どのような取り組みがされているのでしょうか。

3連動地震が発生すれば、どれだけ多くの被災者が出るかわかりません。そのときにあっては、救助に携わる人が一人でも多く求められます。その役割を担えるような中学生の育成も大事な防災教育の一環であると思います。

以上で1回目の質問を終了します。

[15番 小嶋克文 降壇]

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 皆さん、おはようございます。

それでは、小嶋克文議員の1問目、環境行政について問う、（1）震災がれきの受け入れについてお答えをいたします。

災害廃棄物の処理問題は、被災地の復旧、復興のためには解決しなければならない大きな問題であり、日本が一つになって協力していくべきとの思いは、本市といたしましても同じところがございます。しかしながら、この問題は本市のみの問題ではなく、周辺自治体や関係者にとって非常に影響の大きいものでありますことから、極めて慎重な答弁となりますことを御理解いただきたいと思っております。

まず、今回の災害がれきの受け入れにつきましては、平成23年8月に施行されました東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項で、災害廃棄物の処理に関して国が構すべき措置として、「国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、被災地方公共団体である市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備、その他必要な措置を講ずるものとする」と災害廃棄物の広域処理を法的に位置づけ、震災から3年後の平成26年3月までにがれき処理を終えるという目標のもと、岩手、宮城両県を対象に実施されているものであります。

また、広域処理の対象となっております災害廃棄物は、再生利用に適さない木くず、廃プラスチックなどの可燃物、不燃物などが対象とされており、放射性セシウムが不検出か、検出されたとしても処理の過程で健康に影響を及ぼすことのない低い濃度であることが確認されたものだけとされております。

そこで、御質問のございました4点についてお答えをさせていただきます。

まず、御質問の1点目、現在までがれき受け入れに関してはどのような情報を得ているのか。また国、県からがれきの受け入れ要請はあったのかについてお答えいたします。

まず、現在までのがれき受け入れに関する情報でございますが、本年3月16日、野田総理及び細野環境大臣より、愛知県知事あてに東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく広域的な協力の要請がございました。この要請に対し、本年4月5日に、愛知県知事より細野環境大臣あてに、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく広域的な協力についての回答が行われております。

その内容は、災害廃棄物の最終処分場や焼却施設の整備等に要する経費の負担等について、速やかに必要な措置を講じることを国に求めた上で、愛知県として広域処理の対象となる災害廃棄物の受け入れを決定し、そのための検討を進めることとしたこと、また受け入れに向けて、今後県内の市町村と連絡、調整を図るとし、その具体的検討内容として、各種報道にございました名古屋港南5区（知多市）、中部電力碧南火力発電所（碧南市）、トヨタ自動車田原工場（田原市）の3候補地に仮置き場、焼却施設、最終処分場の受け入れ施設の整備の可能性及び環境への影響を検討するとともに、県独自の受け入れ基準もあわせて検討するというものでございます。

この検討内容が報道発表された後、4月10日には、愛知県の主催で市町村担当部課長会議が開催され、環境省による災害廃棄物の広域処理の必要性と岩手、宮城両県の広域処理希望量、災害廃棄物の安全性などの説明が行われ、愛知県からは、災害廃棄物の受け入れに向けた愛知県の取り組みとして、災害がれきの受け入れについては県が主体的に実施すること、県内3候補地での処理を検討するため、調査費を専決処分し、速やかに調査を実施する旨の説明がございました。

その後につきましては、県からの情報はなく、本市といたしましては、現在のところ、災害廃棄物受け入れ団体の状況や広域処理の必要量の見直し等について、各種報道、環境省の広域処理情報サイトなどにより情報を収集しているところでございます。

なお、現時点において、国や愛知県から本市に対しまして正式にがれき受け入れについての要請は受けてございません。

次に、御質問の2点目、高浜市として、放射性物質の可能性があるがれきに対して何らかの調査、研究を行っているかについてお答えいたします。

本市が加入いたします愛知県市長会では、4月17日に、放射能汚染されたおそれがあるがれきの安全性など、受け入れの課題を協議するための研究会が発足されました。5月16日に開催されました研究会では、放射線の専門家でありますJA愛知厚生連、安城更生病院の副院長をお招きし、放射線に関する基本事項とその人体への影響についての説明を受けるとともに、田原市、豊橋市、豊川市など8市町村で構成される東三河広域協議会からは、4月に実施した被災地調査についての情報提供がありました。

東三河広域協議会が行った被災地調査の概要といたしましては、仙台市、石巻市、南三陸町、

陸前高田市にチームを派遣し、災害廃棄物の進捗状況、がれきの量、仮置き場の設置数などを調査され、その結果として、東三河8市による対応としては、既存の処理施設の余力も大きく見込めない現状や、被災地においてがれき処理見込み量が再精査中であることなどから、現時点ではがれきの受け入れの可否を決定できる段階になく、今後、愛知県の取り組み状況等を踏まえ、検討するとの報告が行われております。

本市といたしましては、引き続き、がれきの受け入れをしている地方公共団体の状況を注視しつつ、今後とも、愛知県市長会に設置された研究会などを通じて調査、研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の御質問、市に苦情等があったのか、中部電力碧南火力発電所について、市としてどのような取り組みを検討しているのかについてお答えいたします。

まず、市への苦情等でございますが、本年3月の愛知県による碧南火力発電所等3候補地での受け入れの検討が報道されて以来、6件の御意見をちょうだいしております。受け入れに反対する内容が5件、被災地のために受け入れを検討してほしい旨の御意見が1件となっております。

次に、中部電力碧南火力発電所について、市としての取り組みでございますが、愛知県より4月17日付にて災害廃棄物の受け入れに向けた愛知県の取り組みに係る意見についての照会がございました。本市の意見といたしましては、災害廃棄物受け入れの全体像を早期に示していただくとともに、県の計画に対して市町村の意見を述べる機会の設置、国、県による地元説明会の早期開催、具体的な風評被害対策の実施を要望するとともに、県の受け入れ基準策定のスケジュールの早期明示、最終処分場の候補地がいずれも沿岸部にあることから、最終処分場の津波、台風等の自然災害への対策などを県に対して質問をしているところでございますが、いまだに回答をいただいていないというのが現状でございます。

本市といたしましては、今後も愛知県市長会、碧南火力発電所の所在地である碧南市及び本市が加入する衣浦東部広域行政圏協議会などを通じて、他市町村との連携をとりながら対応を検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、4点目に御質問の県の候補地以外の自治体や一部事務組合でもがれきの受け入れは考えられるのかについてお答えいたします。

今回の災害廃棄物の広域処理につきましては、冒頭でも申し上げておりますが、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法により、基本的には全国の自治体に対して各自治体が所有する既存施設での処理要請であるものと認識しております。したがって、今回、愛知県が表明された自前での災害がれき処理は、全国での受け入れ体制とは若干異なったものとなっており、愛知県から処理施設を所有する市町村への受け入れ要請は現在のところございません。

繰り返しになりますが、あくまでも愛知県が主体となって災害廃棄物の安全性の確保、関係自



治体、関係者並びに周辺住民への説明、施設の整備から終了までのすべての事業をすべて責任を持って進めるとし、受け入れ施設である仮置き場、焼却施設、最終処分場、それぞれの設置場所の提供の可能性について現在検討されておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 続きまして、小嶋克文議員の2問目、教育行政について問う、（1）学校における防災対策マニュアルの見直しについてお答えいたします。

文部科学省は、平成24年3月9日付で、今回の大震災で明らかになった教訓を踏まえ、地震、津波が発生した場合の具体的な対応について、参考となるような共通的な留意事項を取りまとめた学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引きを作成いたしました。日本は、これまでも地震、津波による被害が繰り返し発生しており、今後も、自然災害の発生は避けて通れません。地震発生時や津波からの避難行動、児童・生徒の保護者への引き渡しや学校施設が避難所になる際の協力体制などの課題に対して、本市でも校長会と教育委員会が協働し、対応策を検討してまいりました。現在、小学校においては、学校保健安全法第29条に規定されている危機管理マニュアルが作成されています。危険の対象によって、学校安全マニュアル、防災マニュアル、不審者対応マニュアル等と呼ばれています。これは児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校の実情に応じて、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領でございます。

港小学校を例にその内容を申し上げますと、校内で重体事故、重傷事故が発生した場合、暴風警報が発令された場合、変質者による被害があった場合、校内に不審者があらわれた場合、火災が発生した場合、震度5弱の地震が発生した場合等、多岐にわたって記されています。今まで小・中学校では、地震、津波に限らず、多くの危機に対して児童・生徒の安全確保のため、常に協議し、訓練等を重ねてきたところであります。

それでは、1点目の御質問、昨年の大震災を受けて、各学校において台風や地震などの防災対策マニュアルをどのように見直したかについてお答えいたします。

昨年10月6日の定例校長会にて、学校における風水害対策について見直しの確認、指示をいたしました。その内容につきましては、9項目でございます。検討順に項目を申し上げますと、1、市防災計画上の学校の位置づけの確認、2、地域の実情把握、3、児童・生徒への事前対策、4、避難場所としての事前対策、5、避難場所としての対応、6、教育施設の被害調査及び応急復旧、7、高浜市非常配備体制、8、避難場所の開設及び維持管理、9、学校の保健衛生に関することとなっております。

特に通学路の危険箇所の把握を早急を実施するよう、各学校に指示を出しました。児童・生徒の通学路には、台風等の接近による暴風雨や集中豪雨、河川のはんらん等により危険が予想され

る箇所があります。家屋の倒壊、広告、看板等の落下、障害物による道路の遮断等、あらかじめ通学路の安全点検を実施し、必要があれば通学路の変更を含め、検討することを確認しました。そして、本年1月には、東海地震予知情報または東海地震注意情報が発せられたとき及び高浜市で震度5弱以上の地震が発生したときの対応についてという文書を各小・中学校長名で市内全家庭に配布しました。その内容の一部を申し上げますと、1、登校前に東海地震予知情報または東海地震注意情報が気象庁から発表された場合については、授業及び学校行事は中止する。在校中の場合は全員学校待機とする。保護者は安全を確認した上、速やかに徒歩で迎えに来てください。2、高浜市で震度5弱以上の地震が発生したときも同様の措置をとる。3、登校する以前に高浜市に大津波警報が発令されたときは、直ちに高いところへ避難してください。授業及び学校行事を中止します。また、在校中に発令された場合、授業及び学校行事を中止し、直ちに高いところに避難しますといった内容であります。

幼稚園におきましても、東日本大震災を踏まえまして、昨年度中に各園の危機管理マニュアルを見直し、これまで2カ所の避難場所を指定していたものを、園によっては第3避難場所まで指定するほか、全園で津波警報が発生した場合は、従来の避難場所とは別に津波避難場所を新たに指定したところです。危機管理マニュアルは毎年見直しをしておりますが、本年度の見直しに当たり、各園とも津波発生時における避難場所を明確にするとともに、地震、津波の発生時における対応をより明確な内容にする見直しを実施しております。さらに、避難に関する項目においては、津波発生時を追加し、新規に設置した津波避難場所への避難方法も記載したマニュアルとなっております。

学校防災マニュアルは、3段階の危機管理に対応して作成する必要があります。安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための危機管理、災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を未然に防ぐための事前の危機管理、危機が一たん収まった後、心のケアや授業再開など、通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理の3つを考えています。

今後も、関係諸機関と連携し、よりよい児童・生徒の安全確保について検討していきたいと考えています。

次に、2点目の津波に対する避難訓練の実施について、どのように取り組んでいるかについてお答えいたします。

小・中学校では、学校経営案において、教育計画の中の健康教育に関する指導の計画の防災指導計画に位置づけて訓練を実施しております。東海地震注意情報発表を想定した本年度の高浜小学校の児童引き取り訓練を例に申し上げますと、訓練のねらいは、学校管理下での地震災害に際して、慌てず、とっさに身を守る態度や安全な避難の仕方を身につけるところにあります。授業参観の日にあわせて避難訓練を実施し、下校にあわせて運動場に待機した児童を保護者が引き取る訓練を実施します。また、港小学校では、南部幼稚園と連携し、強い地震が発生し、気象庁か

ら津波警報が発令されたときの訓練を実施しています。一次避難として素早く机の下に潜る訓練、二次避難として、頭上に保護する物を乗せ、上履きをはいて素早く運動場へ避難する訓練、さらに三次避難として、30分後に津波が衣浦港に到達するとの気象庁からの警報発令を想定し、運動場に避難した南部幼稚園児と一緒に高浜小学校に避難する訓練を行います。

また、幼稚園での津波に対する避難訓練の実施でございますが、昨年度は、特に津波に対する避難訓練を実施しております。また、危機管理マニュアルでは不審者や災害に対する避難及び消火に対する訓練を少なくとも月1回行うものとしていますが、平成24年度の各園の防災計画及び危機管理マニュアルでは、不審者や災害に対する避難及び消火に対する訓練を月1回は実施する計画の中で、最低1回は津波に対する避難訓練の実施を定めているところです。その中で、高浜南部幼稚園では、地震を想定した訓練が5回、津波を想定した訓練が2回計画されております。

最後に、3点目の中学生の救助者としての日ごろの訓練についてお答えいたします。

毎年、小・中学校では、児童・生徒を対象とした救命手当講習を実施しております。これは市内5小学校の6年生、2中学校の3年生、1高等学校の1年生全員を対象にして、心肺蘇生とAEDの扱いについての講習を行うものです。高浜市応急手当普及ボランティアの会や日本赤十字社の指導を受け、緊急の場合の訓練を行っております。また、南中学校では、総合防災訓練において、通信機能が麻痺した場合を想定し、中学生が走って情報を伝達する訓練を実施しています。

今後も、想定を超える災害にどう備えるのか、想定外を生き抜く力をどうつけるのか、先進的に取り組んできた地区の防災教育に学び、そのときにできる最善の対応行動がとれる子供の育成を図ってまいりたいと考えていることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございました。

それでは、1回目の再質問をさせていただきます。

今の答弁にありましたように、愛知県に対して3つの要望と2つの質問がありました。いずれも非常に大事なものであり、いまだに回答がないということでしたが、これ、いつごろ県に対して質問をしたのか、またおかれている理由とか、回答見通しなんかどうでしょうか。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 県のほうに意見を申し上げたのは4月17日になります。この回答につきましては、今のところ見込みでございますが、新聞報道等によりまして受け入れ基準等、近々御報告いただけると聞いてございますので、その際にあわせて御回答いただけるものと考えております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 高浜市におきましては、6人の方から反対等の電話があったとの答弁でした。中部電力の碧南火力発電所において、受け入れが正式に決まって、具体的な動きが出てくる

と、もっと多くの問い合わせとか、または反対、抗議の電話が予想されます。市民の人たちに本当に納得できる説明を行うためにも、やはり職員を現地に派遣して実際のがれきの放射線量を計測するなどの現地調査もやっぱり必要ではないかと思います。こうした計画を持ってみえるのか、または碧南市さんを初め、西三河の市ではどのような動きがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 小嶋議員の現地調査の御質問でございますけれども、この間、土曜日ですか、新聞報道によりますと愛知県が補正予算におきまして受け入れ3地区、約120名ほどの現地視察を考えておるということで、県の6月補正予算に計上されるという情報が入っております。また、現時点で、高浜市独自で現地調査というのは考えておりませんが、またそういう動きがありますので、県への、もしそれが実施されるとなれば、また私どもも参加させていただきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） これは非常にやっぱり大事な点であると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、がれきの受け入れは、今東海市または碧南市の候補地、3カ所ありますけれども、この候補地だけの問題では決してありません。県全体として考えていかなければならない問題であります。高浜市としても、愛知県の一構成市として避けて通れない問題であり、また積極的にもかかわっていかなければならない問題でもあると思います。これは答弁は要りませんので、ひとつよろしくまた頑張ってくださいようお願いいたします。

2問目の質問を再質問させていただきます。

今の通学路の危険箇所を調査している、そういった指示を出したということでしたけれども、今調査の結果、どのような危険箇所が判明したのか、もしわかっておれば教えてください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 通学路の調査の件でありますけれども、まだ現在ちょっと調査中で、1件、道路の形状がかわった高取小学校区のところについては通学路の変更をしましたけれども、この後8月にかけて調査のほうをまた集約して進めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） はい、ありがとうございます。

大津波警報が出たとき、学校にいるときであれば先生の指示に従って避難できますが、学校から家に帰ったとき、特に1人だけにいる場合は大変心配になります。特に小さい子供に対してはどのような日常的に指導をされているのか、または、ただ避難経路を確認するとか、また避難の経路に精通させることも大事じゃないかと思いますが、今はどのように取り組んでみえるのか、お願いいたします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほどの中にも入っておりましたけれども、学校の中では学級活動の時間に安全教育という分野がありまして、その中で、低学年につきましては各家庭から学校への通学路、この範囲については危険な状態になった場合にはどう対応するかというような指導をしておりますけれども、それ以外の、例えば休日とか、それから遊びの段階で通学路から離れたところではまだ具体的な指導ということは十分ではないと思っておりますので、今後また考えていきたいと思っております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） はい、よろしく願いいたします。

それで、港小学校及び南部幼稚園につきましては、最終的には高浜小学校に大津波が来たときは避難するとのことでありますが、他の小学校とか幼稚園についてはどうでしょうか。特に南中学校とか高取小学校、高取幼稚園、南部保育園、こういった学校・園においては避難先というのは明確になっておるのでしょうか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 港小以外の学校につきましては、小学校4校につきましては、すべて校舎の最上階、3階とか4階とか、そちらのほうに避難する訓練を既にやった学校と、それから来週やる学校、それから9月の防災の日にあわせてやる学校といろいろですけれども、高取小学校につきましては、既に4月17日に高取幼稚園、保育園とともに大津波警報が出た際に運動場から高取小学校の3階に避難する、そういった訓練をしております。ただ、校舎が崩落等で使えなくなった場合にどうするかというようなことも想定して、今後、少し高い高取神明宮のほうに避難する訓練も今度考えています。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 高浜市と、さっき言いました釜石と地形的にも違いますけれども、そんなに多分起こらないだろうという、ちょっと思いますけれども、やはり自然のことですので何が起こるかわかりませんので、できる限りの、お金がかかれば別ですけれども、避難先を決めることに関しては別に予算的には何もかからないと思いますので、それかもう、だれあってもやはり避難先というのはやっぱり決めたほうがいいのかと思いますので、よろしく取り組みをお願いいたします。

最後の質問になりますけれども、今南中学校では総合防災訓練に中学生が参加しているというお答えをいただきました。ほかの防災訓練の会場ではどうでしょうか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今現在は、先ほど申し上げたように南中学校の伝達訓練のみで、また今後ちょっと考えたいと思っております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 中学生だけでなく、やっぱり小学生も総合防災訓練に参加して、やはり地域の人たちと一緒に訓練することは非常に大きな意義があると思います。そういったことで、今後、学校とか教育委員会、そして主催者であるまちづくり協議会と協力しながら、もっと多くの小学生、中学生が参加できるような防災訓練が必要であると思いますが、この点についてもお願いいたします。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 中学生のいざというときの行動でありますけれども、今御質問の点については、教育委員会だけではなく、やはり市全体としてとらえることが必要ではないのかなというふうに思っておりますので、今いろいろな取り組みについては答えさせていただきましたけれども、現時点ということでありまして、今後、もっと私ども市全体で取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は10時55分。

午前10時45分休憩

---

午前10時54分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、鈴木勝彦議員。一つ、交通安全対策について。一つ、地震対策について。以上2問についての質問を許します。

10番、鈴木勝彦議員。

[10番 鈴木勝彦 登壇]

○10番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、交通安全対策についての（1）通学路の安全対策についてをお伺いいたします。

通学路は、住民にとっても子供たちにとっても欠かせない重要な生活道路であります。しかし、京都府亀岡市で4月に小学生ら10人がはねられ、死傷した事故が起きるなど、登下校中の児童や生徒が巻き込まれる交通事故や防犯事故が全国で相次いでいます。通学路をより安全なものにするために、学校や自治体は道路のあり方を変えるハード面の対策や、交通安全教育や防犯教育などのソフト面などの両面による事故防止が必要であると考えます。

全国の交通事故発生件数は、2001年から10年間では23%減っているのに対して、幅5.5m未満の生活道路での事故は8%しか減っていません。高浜市においても、住宅街を走る生活道路が

小・中学校の通学路であると同時に車の抜け道にもなっている歩道のない道路や狭くて暗い道も多く、通学中や遊びに行く子供のすぐ横を車が通るなど、生活道路と通学路が一緒になっているのが現状であります。

高浜市においても、通学路の安全点検や安全確保に努めていると思いますが、その取り組みの現状についてお聞かせください。以後は自席で質問させていただきます。

[10番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、通学路の安全点検や安全確保の取り組みの現状についてお答えをさせていただきます。

通学路の危険箇所につきましては、交通安全と防犯の観点を含めまして、各小・中学校では毎年通学路の安全点検を5月から6月にかけて行っている状況にあります。この通学路の安全点検は、保護者とも連携をして行っておりまして、確認した危険箇所は安全マップにまとめて、この安全マップをもとに児童・生徒や保護者に注意を呼びかけているということでもあります。

また、当然ではありますけれども、危険箇所については都市政策部と連携をして改善に努めておるといところであります。ちなみに、防犯の観点で現状を申し上げますと、昨年度は、高浜市内でも不審者による該当事案が11件発生いたしております。その内容としましては、不審者に声をかけられるとか追いかける、あるいは体をさわられるなどといったものがほとんどでございまして、幸いと申しますか、重大な事件には至っていないということでございます。一方で、発生の日時はといいますと、登下校中が10件、下校後の夕方が1件というふうになっておりまして、必ずしも登下校中の発生ばかりとは限っていないというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、安全確保対策につきましては、日々強化していく必要があるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

言うまでもなく、通学路は交通安全対策と防犯対策が必要だと認識しております。先ほど答弁の中に、安全マップをまとめて、これをもとにとりました。今の現状と現況がわかれば教えていただきたいということと、また安全確保のためにどんな対策をとっているのか、また町内会やまち協との連携した取り組みが実際の安全行動にどのように生かされているのか、お聞かせください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 安全マップは、交通事故発生箇所や、それから不審者が出た場所、これらを通学路の地図に示して、注意を呼びかけるマップのことを指しています。この地図等を

もとにいろいろな取り組みがされています。具体的に申し上げますと、1つ目は、学校施設及び周辺等に対する警戒活動の強化です。各小学校においては、防犯パトロール隊や町内会等と連携して、児童の登下校時のパトロール活動を行っています。今年度も、愛知県より委嘱されましたスクールガードリーダーの指導や協力を得て、この活動がさらに強化されています。このスクールガードリーダーとは、平成17年度から実施されている学校や通学路で子供たちを見守る学校安全ボランティアのことであります。

それから2つ目は、不審な兆候事案についての情報交換、連絡体制の整備です。現在、教育委員会や各学校から発信された不審者情報は、ホームページやプリントで各家庭に伝えています。この情報発信をさらに迅速に行うために、また保護者や地域の方からも情報をいただき、それを伝えるためにメール配信による緊急ネットワークも全校で導入されております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

当然、そのマップの中に危険な場所、危険な通学路ということで示されておるわけですが、とりわけ交通安全指導を初めとする安全指導はどのような形で行われているのか、活動の現状と課題があればお聞かせ願いたいということと、これまでにいろいろ取り組まれてきていると思いますけれども、そこから見えてくる課題に対して、その成果と課題があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 各学校は、学校安全マニュアルに従って、年間に指導時間を位置づけて安全指導及び訓練を実施しています。その内容としましては、交通事故に対する対応、校内でけんか等によりけがが発生した場合、登校前に暴風警報が発令された場合、登校後、暴風警報が発令された場合、それからプールでの水難事故が発生した場合、変質者によるいたづら、恐喝、傷害が発生した場合、それから校内に不審者があらわれた場合、火災が発生した場合、震度5弱以上の地震が発生した場合など、多岐にわたっています。

こうした訓練も必要ですが、最も大切なことは、児童・生徒自身に対する安全指導です。平素から交通事故防止等のために心得について指導していますが、それを繰り返し行い、徹底させていきたいと思っております。また、広報啓発活動推進も必要な取り組みです。学校だよりとか学年だより、これらの学校機関誌の活用による保護者等への広報啓発活動は既に行われておりますが、これにホームページの活用も含めて、より積極的に推進していきたいと考えています。学校付近や通学路等において、教員とかPTA等の学校関係者、それから地域住民の方や防犯ボランティアの方と連携したパトロール活動の推進を図っていきたいと考えております。

しかし、学校だけではなかなか児童・生徒の安全を守ることに限界があります。地域の方のお力をかりて、地域の方と学校が連携をとりながら地域ぐるみで児童・生徒の安全を今後も高めて



いきたいと考えております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

先ほど、不審者の数は教育長のほうから御答弁いただきましたけれども、ここ数年の交通事故の推移を、現状わかっておれば教えていただきたいということで、そこで減少したりふえたりしたそのときの対策や効果はどのような効果があったことを、確認してみるところがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 交通事故の数でありますけれども、過去5年間の数字を申し上げますと、平成19年度につきましては13件、平成20年度は20件、平成21年度は17件、22年度は22件、23年度は14件となっております。22年度と比較しますと、昨年23年度はマイナス8件となっております。交通事故は命にかかわる重大な事故につながるという可能性がありますので、学校における安全指導には力を入れているところではあります。保護者、地域の皆様方の多くの目による見守りが何より効果的であると、そのように今考えております。今後も、地域で子供を見守る対策、こういった対策を強化してまいりたいと思っております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

特段、これが有効的な手段であったというのではなくて、それぞれの地域の人たちがしっかりと見守ることによって多少減ったり、あるいは一時的にはふえるときもあるけれども、地域の見守りの皆さんが非常に重要だということによろしいですね。わかりました。

それと、自転車通学、高中の一部の地域しか自転車通学は認めておりませんが、そのほかに学校外での自転車の運転のマナーの悪さというのを非常に市民の皆さん方からも多く伺うことがありますし、私も実際そういったマナーの悪い自転車運転をする児童・生徒もたくさん見ることがあるわけですが、そういった自転車運転教習の実施の年計画と何年生を対象に実施しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 自転車の運転講習につきましては、本年度、市内5小学校、全小学校とも運転講習については実施をしております。本年度、既にもう終わっている学校もありますけれども、5月30日には翼小学校、それからその次の31日に高取小学校、また今後ほかの3校も実施をしていきますけれども、対象は、どの学校も自転車にほぼ乗れる学年、小学校3年生を対象にして実施しております。これは交通ルールが非常に体験的に理解できて、非常に有効であると、そのように考えております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

報道でも少しずつ報道されるようになりましたが、高校生でありますとか中学生、自転車講習、自動車学校を借り切って自転車講習をやるというような報道も伺っております。ぜひ高浜市においても、こういった自転車講習をしたときに証明書みたいなものを発行することによって、子供の安全運転に対する気持ちの高揚というものが非常に高まると思いますので、今後はこういったものもひとつ検討に入れて自転車講習の実施をお願いしたいなど、これは要望しておきますのでお願いしたいと思います。

それで、通学路でありますけれども、これは市が通学路を認定するわけですが、保険の適用になっているのか、あわせて通学路は申請しなければいけないのか、これを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） まず、保険の関係でございますが、登下校に関しましては、すべて日本スポーツ振興センターの保険の適用となります。

それから、次に通学路につきましては、県の教育長発の文書で、児童・生徒の通学路の設定及び点検等について、ここの文書で定められておまして、各教育委員会が通学路の設定を行うということになっております。が、実際は、各学校が指定する通学路を教育委員会が承認するという形をもって教育委員会が設定したということになっています。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） はい、わかりました。

それぞれ認定をされるということでもありますけれども、通学路の危険箇所の点検を教員であるとか保護者の皆さん方が点検をされて、そこから課題が見えてくるのかなと思いますけれども、その対策はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 通学路の点検につきましては、各学校の実情にあわせて比較的年度の早い時期に実施をされています。本年度24年度の場合の1例を挙げますと、高取小学校におきましては、5月21日の金環日食の日に始業時間を1時間おくらせて、全職員がそれぞれの通学団の集合場所に出向いて児童と一緒に通学路の安全を確認しながら登校しました。また、高浜小学校では、毎年授業参観の日を親子下校としています。本年度は来週ですけれども、6月16日土曜日に実施しますけれども、親子で一緒に自宅に帰りながら通学路の確認と安全について点検をしていきます。また、PTA総会、この日にクリーン大作戦と通学路の点検をあわせて実施をしている学校もあります。教育委員会におきましても、都市整備グループと連携しまして、各学校から提出されました危険箇所とか地区について実地検査を行って、碧南警察署と協議をしながらその箇所の改善を実施していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

親子で自分たちの通学路に対する危険を確認するという事で、これは自助になるかと思えますけれども、ソフト面でいうならその自助の面も非常に大切なことであろうと私は思っております。

実は、きょうの朝日新聞に、記者の目ということで、実は通学路とは少しちょっとかけ離れるところがあるかと思えますけれども、児童みずから判断できる力を育てようということで、それぞれ基盤にあるのは子供に信頼される地域、学校、家庭であると。そのためにも私たち大人はちゃんと支えているよと子供たちを安心させるメッセージを発信していくことが必要だということで、これは実は池田小学校が、11年前に起きたこの中の安全教育の中に、きょう少し新聞に載っておりましたが、若干通学路の安全ということからは少し離れるかと思えますけれども、自助の部分もやっぱり学校教育の中に織り込んでいただいて、自助努力、それから公の努力も必要であると私は考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

また、先般、報道にもありました文科省、国交省、警察庁が全公立小学校に8月末までに通学路で危険な場所を調査する方針が決まったと伺っておりますが、その内容はどんなものか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） その内容でありますけれども、これは平成24年5月30日付で文部科学省のスポーツ青少年局の学校健康教育課長名で、通学路の交通安全の確保の徹底について、こういった依頼文書が出されました。御質問は、その実施内容でありますけれども、実施内容につきましては、1、学校における危険箇所の抽出、2、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出、3、対策メニュー案の検討、4、対策案の作成、5、対策の実施となっております。これを要約しますと、学校は保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、危険箇所を整理し、教育委員会に報告する。教育委員会は地元警察署と合同点検を実施し、協議の上、対策必要箇所を抽出し、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得て対策メニュー案を作成する。さらに、地元住民との調整を図り、対策案を作成し、道路管理者及び警察署に対して要望を行うものであります。この取り組みを本年度8月末までに実施をすると、こういうこととなっております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

当然、地域の危険場所を把握してくるだろうと思えますけれども、学校であるとかPTA、町内会、まち協、行政、警察がこういった危険場所をそれぞれが共有しているのかどうか、その辺をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 地域の箇所につきましてのお答えをさせていただきます。

通学路などの児童・生徒の利用が高い道路につきましては、教育委員会の安全点検に通学路を実施して歩きながら信号機、道路標識などの交通安全施設の整備状況や危険箇所の点検等を実施しております。また、町内会、まちづくり協議会等につきましては、町内会長、まちづくり協議会の特派員を通じて危険箇所の連絡を受け、その後、都市政策部の職員が現地を確認することで危険箇所の把握に努めております。

また、日常的な危険箇所の把握につきましては、市民の皆様から道路に対する通報に対処するために現地に赴く際に、都市整備グループの職員が市内を日々パトロールをしております。なお、これらの危険箇所の対応につきましては、都市政策部の中で連携を取り組んでおりまして、道路構造ハード的な部分につきましては都市整備グループが行い、警察とか地元の団体等との連携が必要なソフト面につきましては都市防災グループのほうが対応させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） それでは、これまでにいろんな危険箇所、区域が発見されていると思えますけれども、これまでの危険区域のハード整備の実績があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 危険区域のハード整備の実績であります。危険区域の道路面にカラー舗装と誘導ラインを実施しております。このカラー舗装につきましては、近年、道路利用者への注意喚起、または交通誘導を目的として交差点などで設置が進められております。愛知県では、道路利用者の色における認識の誤解を防ぐため、設置場所及び目的別に使用する色についての統一が図られております。これによりますと、交差点で注意喚起として赤色、通学路では交通誘導として緑色が標準として実施することと示されております。

このカラー舗装のここ数年の高浜市の実績でございますが、年度別で申し上げますと、平成20年度では市道大根線ほか2路線で緑のラインを1箇所、赤色の舗装を交差点で1カ所実施しております。平成21年では、交通事故多発箇所として警察から要望のあった1カ所に赤色の舗装、町内会から要望のあった1カ所にそれぞれ実施しております。平成22年は、警察からの要望箇所と通学路安全点検による要望箇所へ赤色の舗装をそれぞれ1カ所、地域の皆さんからの要望で緑のラインも2カ所実施しております。また、平成23年は交通事故現場における実施対策等で赤色の舗装を4カ所、交通安全総点検等で緑のラインを3カ所実施いたしました。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

いろいろ毎年度、その状況によって整備をしていただいているということには感謝を申し上げます。これから、まちをつくるというんですか、都市整備をするに当たって、交通安全対策とい

いますか、通学路の安全対策をハード面で整備していかなければいけないと思いますけれども、今後のハード整備計画はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） まちづくりにおける今後の交通安全対策ハード整備計画につきましては、優先的に今ある道路について計画的に維持管理、修繕を行っていくことを基本といたしております。今後の交通安全対策ハード整備を進めるに当たり、道路上に新たに設ける施設につきましては、路面に低いかまぼこ状のような障害物を設けたり、路面の一部を盛り上げて舗装するなど、車の運転者にスピードの低下を促すハンプと言われる施設対策及び道路の幅員を制限する狭窄や車両の通行制限を行うボラード等がございます。

これらの施設の設置につきましては、碧南警察との協議が必要なものがあります。公安委員会の見解によって整備の可否が左右される場合がありますので、事前の調整が必要になってまいります。道路は、そこに住む地域の皆さんが利用する社会資本で、さまざまな交通安全対策を施すためには当然のことではあります。住む皆様の御理解と御協力が必要であります。例えば、安全対策のための車両の時間進入制限や曜日規制等につきましては、その道路を利用する地域の皆様が直接影響を受けることになります。地域の皆様の賛同が必要不可欠でもあります。そうしたことから、まちづくりにおける今後の道路の交通安全対策についてを検討課題といたし、地域の実情など、意見の集約を行っていくことが必要であると考えております。

最後に、現在の道路幅員を拡幅し、自転車専用レーンなどを設置するなど、新たに用地の取得を伴う道路事業につきましては、事業費が膨大になり、また事業期間が5年以上と中長期にわたることから、目まぐるしく変化する社会経済情勢を見据えながら計画的に取り組む必要があると認識しておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

当然、経済状況がこのように本当に厳しい状況の中で、道路整備、通学路の安全整備等を整備していくというのは大変厳しい状況にあらうかと思っておりますけれども、今現在、下水道工事も進んでおります。こういった下水道工事を含めた総合的な整備計画、今言った5年、10年、15年先を見据えた下水道との併用の改修工事とか、そういうものをぜひこれからもこの中に盛り込んでいただいて、今すぐではなくて、長期的な考えで都市整備の中で安全対策の整備を進めていただければありがたいなと思っておりますので、これも希望を申し上げておきます。

それでは、3の交通安全対策の地域との連携についてに移らせていただきます。

町内会やまち協との連携状況と実施内容を少しお聞かせ願いたいということと、あわせて新たな取り組みがあればお願いしたいと思います。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（杉浦嘉彦） 各町内会やまちづくり協議会との連携状況につきましては、それぞれの町内会が所属する小学校区単位でまちづくり協議会と連携し、活動をしていただいております。活動内容につきましては、港小学校区であります南部まちづくり協議会では、小学校区内での事故発生以降、学校からの依頼を受け、児童の見守りを平日の下校時間に毎日実施していただいております。高取小学校区であります高取まちづくり協議会では、あいさつ声かけ事業として、交通事故死ゼロの日に街頭立哨を実施していただいております。

次に、吉浜小学校区であります吉浜まちづくり協議会では、あいさつ声かけ事業として、毎月5日、15日、25日の児童の登校時間に通学路の交差点に立哨を実施していただいております。

続いて、高浜小学校区であります高浜まちづくり協議会では、児童安全見守りパトロールを毎月第3木曜日の一斉下校時間に通学路の交差点で立哨を実施していただいております。

最後に、翼小学校区では、あんしんおじさんが翼小学校からの依頼を受け、児童下校時見守りを平日の下校時間に毎日実施をしていただいております。

また、新たな活動計画については、現時点ではそのようなお話をお聞きしておりませんが、今後、地域の御事情に応じた交通安全を含む新たな活動も検討がなされるものと期待もしております。

市としましては、警察から寄せられます交通安全に関する情報を積極的に町内会やまちづくり協議会に提供させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） それぞれお取り組みをまち協の中でしていただいております。本当にありがたいことだと思っております。その中で、交通安全あるいは通学路の安全に対する意識の共有が必要だと私は考えておりますけれども、学校あるいは行政、警察などの連携はどのように図られているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（杉浦嘉彦） 交通事故防止を図るためには、すべての市民の皆様方が交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を持っていただくことが大切であります。そのためには、交通安全に関する広報啓発活動をより一層充実すべきであると考えております。

このようなことから、本市におきましては、これまでも高浜市交通安全推進協議会を設置し、学校、行政、警察等の連携を図っているところであります。高浜市交通安全推進協議会は、警察、交通安全協会高浜支部、高浜市交通安全指導委員会、PTA、子ども会、いきいきクラブ、町内会の方が委員となり、交通安全に関することなどを協議していただいております。具体的に申しますと、毎月10日、20日、30日に実施されます交通事故死ゼロの日の交通安全指導や、春、夏、

秋、年末の交通安全週間で実施されます街頭における交通事故抑止啓発活動の日程調整、実施内容、実施における注意点を協議していただいております。

今後も、高浜市交通安全推進協議会を中心に、碧南警察署、教育委員会、交通安全協会高浜支部、高浜市交通安全指導委員会などの関係機関、団体と連携しながら、さまざまな機会をとらえて交通安全周知に努めてまいります。

また、保育園、幼稚園、小学校等で開催されます信号機の渡り方教室、傘の差し方指導などの各種交通安全教室や小学校交通少年団パトカー同乗機動広報を通じ、引き続き交通安全に対する意識啓発、意識共有に努めてまいりますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

先ほども何度か話が出ております。やっぱり地域の皆さん方の御協力、見守りがあって初めて交通安全、通学路の安全対策が図られるものだと考えておりますので、より一層の御指導、御協力をお願いしたいなと思っております。

それでは、2の地震対策についてに移らせていただきます。

先ほど、小嶋議員からもるる御質問をされましたので、もし重なっている部分がありましたら少し削っていただいて結構ですので、御答弁いただければありがたいなと思っております。

地震発生時の避難誘導について、小・中学校の地震発生時の避難誘導計画の見直しについてはどのような対策が練られているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 小・中学校におきましては、学校経営案、この経営案の教育計画の中の健康教育に関する指導の計画の防災指導計画に位置づけて訓練を実施しております。本年度の場合、先ほど15番議員の再質問と重なってしまいますけれども、高取小学校の状況をお話をしますと、昨年度までは地震に対する避難訓練を学校独自のみで実施をしてまいりましたけれども、幼稚園とか保育園が隣接するというそういう環境条件の中から、津波に対する訓練が必要であろうということで、4月17日に合同でその訓練を実施をしてまいりました。5、6年生が北舎の3階、1から4年生が南舎の3階、それから幼稚園、保育園は多目的室、こちらのほうに避難をすると、そういう訓練を実施してまいりました。今後、さらに校舎の破損がひどい場合を想定して神明宮に避難するとそういう訓練も検討しています。

以上です。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 今、小・中学校のことをお伺いしましたけれども、幼・保園の避難誘導計画は、公立と私立、今吉浜保育園も私立になりましたし、来年は中央保育園ですか、私立になり

ますけれども、公立と私立では異なる点があるのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） まず、児童福祉施設の最低基準の第6条におきまして、児童福祉施設には非常災害に対する具体的計画を策定いたしまして、避難及び消火に対する訓練を少なくとも月1回は行うものとされておりまして、この規定に基づきまして、本市におきましては、公立、私立の保育園、認定こども園に幼稚園も加えまして、毎年防災計画と危機管理マニュアルを策定いたしまして、防災管理者である園長をトップに全職員からなる緊急時体制を組織いたしまして、災害時の任務、分担を決めるということで、地震、火災、風水害に対する防災への対応を明確にした上で、月1回の避難訓練や防災訓練に職員、園児が参加して実施しております。

したがって、地震発生時の避難誘導につきましては、公立、私立という差ではなくて、標高等の立地条件が異なる各園の防災計画や危機管理マニュアルの中で地震発生時の通報連絡から定められた避難場所への誘導方法と対応方法を定めておりまして、これに基づく避難訓練を定期的実施をしております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） そうしますと、幼稚園や保育園の避難誘導計画について、危機管理マニュアル等の見直した例があればお示し願いたいと思います。また、同じく幼・保園の園児は、本当に幼いということから、園児への避難訓練をどのように工夫して実施しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 先ほどの小嶋議員の中でも御答弁しておりますように、各園では災害時に各職員が具体的にどのように対応するかということマニュアルの中で明記しております。今年度、見直しをした事例ということで、例えばある園でございますけれども、危機管理マニュアルの中では大地震発生時の対応について、従来フロート図による記載でありましたが、状況想定の設定をより細分化いたしまして、地震が発生した場所を園舎内、それからプールや園庭での園舎外、園外保育時の散歩時、遠足時、そのように分けてその対応を具体的な表現で明記しております。また、通常保育以外であります延長並びに早朝保育時間で発生したときには特に対応すべき事項を掲載しております。

さらに、避難に関する項目におきましては、津波発生時の対応も加えておりまして、災害時には子供を守るための的確な避難誘導ができるようにしたいなと思うものでございます。

また、平成24年度の防災計画並びに危機管理マニュアルでは、津波が発生した場合を想定いたしまして、避難場所を新たに設置しておりますところでございますが、訓練計画の一例を申し上げますと、南部幼稚園では新たに津波に対する避難場所として、第一避難場所に港小学校の4階、第二避難場所として高浜小学校という2カ所を設定しております、2カ所への避難訓練を小学校



との合同で実施しておりますほか、メールマガジンですとか緊急連絡網を使いまして、保護者への伝達訓練、こういったものも実施する予定でございます。

また、保育園、幼稚園の避難訓練ですが、まだ幼い園児が緊急時に対応できるようにということで、避難訓練を実施します前後には、地震や火事の避難方法を紙芝居を使ってわかりやすく説明した上で、訓練当日には机の下に身を隠す、そういったような動作をまず保育士や教諭が身を持って手本を示すというようなことをしておりますし、避難場所に移動するときはそういった教員の指示に従って行動することを覚えさせるために、まず教員のほうが先頭を歩いて子供たちに避難経路を身につかせるというような取り組みも行っております。

いずれにいたしましても、日常の保育から万が一の災害発生時に至るまで、子供の生命を守ること、これが第一として対応しておるというところでございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） こういう小さい幼・保園の子供たちから体感的に地震が発生したらどういう行動をとったらいいのか、今言われたように机の下に潜る、それから落ち着いたら先生の指導のもと避難するというのを、もう体感的に教え込むと言うと言葉が悪いわけですがけれども、体感的に覚えていただく、それが小学校に上がればそれが完全に身についておれば、こういった大きな大震災が起きた場合でも冷静にその訓練で体感的に行動をとっていただけるものと私は思いますので、特に幼・保園のうちからしっかりとした訓練の指導をよろしくお願いしたいなというふうに思っております。

それと、次に（2）の地域防災計画の推進についてでありますけれども、標高表示が行われました。これの町内会としての活用あるいはまち協としてはどのような活用を考えているのか、あるいは取り組みの状況があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 標高表示の設置につきましては、昨年の東日本大震災直後に、市民の皆様方から避難所の場所ですとか避難所の高さ、自分が住んでいる場所の高さなどについての御質問、御意見を多数いただいております。沿岸部に面しておる本市におきましても、津波による災害から逃れるためには、いかに早く高い場所へ避難するかが重要な課題であると考え、日常生活において、自分が今何mの高さにいるのかがわかるように、市内の電柱や避難所などにまちの中に標高を示すことで、災害が発生した場合、避難する場所、方向の目安とするため、昨年度、標高の見える化事業を実施いたしております。

市内約600カ所に標高を表示したことで、市民の皆さんが自分たちが住んでいる地域の高さについて知っていただき、標高の高い場所がどこで、どのような経路を通れば安全なのかについて、本年9月2日に実施予定の市総合防災訓練を初め、各地域で実施する訓練におきまして、各地域の特性も考慮しながら、避難場所及び避難経路について実践いただけるよう各町内会、まちづく

り協議会、幼稚園、保育園、小・中学校に標高表示の設置場所の図面も配布いたしております。

また、高浜市公式ホームページにおきましても、標高表示の設置場所が確認できるようにいたしております。今後、本年度整備いたします同報系行政無線とあわせて、津波に対する地域の防災意識の向上をはかってまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） はい、ありがとうございます。

9月2日に、高浜市全域で総合防災訓練が実施されるということで、これも総合的に体感的に市民の皆さん方が体感していただけるということで、本当にありがたいことではありますが、実は吉浜地区の防災訓練の実施も実は6月30日に実施されるということで、私の手元にもその実施内容が届いています。ちょっとご紹介をいたしますと、訓練の考え方ということで、大規模な自然災害発生時に、被災者の一時的な居場所となる避難所の開設とけが人の応急手当の訓練をする。2番目として、訓練を通して避難所開設のノウハウを蓄積する。3番目として、避難所開設と運営に必要な備品の考察と取り扱いを訓練するというので、おおむね110名の方が吉浜地区の5町内会から出ていただいて、日本赤十字社奉仕団であるとか、応急手当普及ボランティアの方々を含めまして、相当な数の方々がこういった実践に即した対応していただけるということで、本当にまち協の皆さん方も、体感的に見て本当に重要なことだということで、こういったノウハウを皆さん方と共有しようということで、6月30日に実施されるということで、本当にありがたいなと思っております。

それと、それでは次の質問でありますけれども、これで今年度、同報無線が設置されると思っておりますけれども、その活用方法はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 同報系行政無線につきましては、昨年、無線の種類や機能につきましてプレゼンテーションを実施いたし、MCA方式による同報系行政無線を整備することといたしております。現在、親局となります市役所を初め、屋外拡声器を設置いたします場所及び基幹避難所となります小・中学校において、電波・伝搬調査を行っております。電波・伝搬調査終了後に、総務省東海通信局と協議をし、おおむね9月下旬から3月にかけて設置工事を行う予定でございます。

工事完了後の運用につきましては、現在、情報伝達手段でありますメールシステム、エリアメールなどと併用し、既に整備しております全国瞬時情報システム、Jアラートから受信する緊急地震速報、大津波警報などの情報につきまして、屋外拡声器から一斉放送をいたします。現在、本市に想定されております津波の被害予測では、震災発生後、第一波が到達するまで60分程度と予測されております。

今回の同報無線の整備によりまして、より早く大津波警報などの情報を伝達できるようにする

とともに、標高表示によって、より高い場所に避難できるよう普及啓発をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） はい、ありがとうございます。

今年度中には、見える化から聞くというところで、住民の皆さん方は二重の安心を得るものと思いますけれども、この庁舎は実は耐震がまだ済んでおりません。この庁舎が、大震災によって防災機能が使えなくなった場合の仮の施設があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 仮の話ですが、仮に同報系行政無線の親局であります市役所庁舎が大震災等で使用できなくなった場合でございますが、いきいき広場に副局といたしまして移動系の防災行政無線機や操作用のパソコンを配備し、運用することといたしております。また、本市の防災行政無線の中継局であります三ヶ根山の三河南部中継局は、耐震診断においてAランク、電源としてディーゼル発電機を有しております。さらに、市内に設置いたします同報系行政無線の屋外拡声器の子局につきましては、停電対策といたしまして5分放送、55分の待ち受けという使用条件で、48時間の停電を補償するバッテリーを内蔵しております。このようなことから、親局の市役所庁舎が不測の事態を迎えたとしても、副局のいきいき広場において同報系行政無線の機能、使用は継続できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） そういう不測の事態が来ないのが願わしいわけですが、この庁舎も耐震のお話が出て、少し時間もたっているようですので、今後は庁舎の耐震ということも真剣に議題に上ってくることと思いますので、これからの課題にしていかなければいけないのかなと思っております。

それでは、今年度の当初予算にも予算化しております防災ネットきずこう会の事業内容とその計画をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まず初めに、これまでの防災ネットきずこう会の取り組み状況を御説明させていただきます。

昨年は、1月と3月に、「私たちから始めよう、助け合える町のために」と題しまして、帝塚山大学の中川先生を講師にお招きし、まち協、町内会、地元企業などの皆様の御参加をいただき、講演会と地域の課題の抽出などの実施をしてみました。本年度は、安城市、刈谷市、尾張旭市など数多くの自治体で自主防災組織の活性化事業等に携わって来られました名古屋市のNPO

法人でありますレスキューストックヤードさんの協力を得て、本市の自主防災組織による地域防災ネットワークの構築を目指してまいります。

レスキューストックヤードとの事前調整において、本年度の防災ネットきずこう会の進め方が、当初計画をしておりました講演会だけではなく、それぞれの地域の特性を踏まえ、実際に地域での活動、実践を通じた防災訓練のほうが、より地域の防災力が高まる等のアドバイスをいただいております。

もはや地震対策は待ったなしの状況と言えますが、単に不安をあおるだけではなく、正しい情報提供の中で、真に必要な対策を市民と企業、行政がともに研修、議論し、着実に実行していく体制を構築することを目的としております。

内容といたしましては、市内全体ということで5小学校区及びそのうちモデル地区を1地区選定をさせていただきます。6月25日月曜日にキックオフ講演会、7月、8月のワークショップでは図上訓練や地域の課題に対する解決策を考えるものとしてしております。6月から8月までの前半につきましては、市域全体の活動とし、10月から1月までの後半は、モデル地区でのワークショップ、津波避難訓練などの予定をいたしております。最後に、2月か3月かになろうかと思いますが、総括といたしまして、活動報告会と名古屋大学の福和伸夫教授による講演会も予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 最後に、モデル地区のワークショップ、津波、避難訓練等を予定しておりますということで、このモデル地区の選定内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、議員からお尋ねありましたモデル地区の選定でございますが、実は防災ネットきずこう会というものを名古屋のレスキューストックヤードにお願いをするということで、ここへ現状、今高浜市の取り組み、そういったものをお話をしました。これは地理的要件も含めてでございますが、その中から、やはり津波ということで、南部の地区をモデルにしたほうがいいんじゃないかと、そんなアドバイスをいただいておりますので、現在のところ、私どもの考えとしては、南部地区を1つのモデル地区として取り扱っていきたく、そんな考えでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

大変長く、私の質問に対して丁寧にご答弁いただきまして、本当にありがとうございました。若干時間をいただいて所感を述べさせていただきますと、国会でもこんな話が出ておりました。私が、受け売りの話でありますけれども、住みたくなるまち高浜を目指す、これを名古屋へ行こ

うとするならば、私どもは三河線を使います。そして、刈谷駅でJRを使うのか、名鉄線を使うのか。しかし、目的は住みたくなるまちを目指しております。これは名古屋ということにします。それぞれの状況によっては、JRを使ったほうがいいのか、名鉄を使ったほうがいいのか、いろいろ議論があらうかと思えますけれども、目的は一つでありますので、どうか行政の皆さん方、あるいは議会の皆さん方も目的を一つに、電車は違えども、目的を一つに心から皆さん方の御協力をいただいて、その目的に向かって邁進いただくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時49分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、幸前信雄議員。一つ、事業仕分けの結果について。一つ、行政評価システムについて。以上、2問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました事業仕分けと行政評価の以上2問についての質問をさせていただきます。

まず最初に、事業仕分けについて質問させていただきます。

平成22年、23年の2年間で高浜版事業仕分けを実施され、一般質問もこの関連で二度質問させていただいておりますが、あえて三度目の質問をさせていただきます。

今回質問させていただく内容は、高浜市のホームページには公開されておりますが、市民判定人が市民の見守る中で判定された結果と事業仕分け委員会からの提言を受けて、もう一度判定の結果を見直された結果、さらには事業仕分け委員会の提言に対して最終的に市当局が判断され見直された結果について、大きくそれ以降の進め方で変わった事業について、その経過について、まず御説明いただきたくお願いいたします。

次に、事業仕分けの当初の目的では、行財政全体の再構築を目的とされており、事業仕分けは平成22、23年度実施されたわけですが、事業仕分け実施後、予算編成でどのように変化できたのかについてお伺いいたします。

平成24年度予算も3月定例会で可決されましたが、今年度予算がそのまま執行されたとすると、経常収支比率、これは市の財政の余裕度を示す指標として広く行政当局では使われておりますが、この数字が限りなく90%に近づき、私が議員にならせていただいて以降一番厳しい状況になったという認識でいます。行財政全体の再構築という目的を持って活動されてきたのであれば、結果

として市当局が求めてきた結果と私の考えた結果に違いがあったものと考え、行財政全体の再構築とはどのような意味で使われたのかを御説明いただきたい。

続きまして、事業仕分けの2つ目の目的である事業の「見える化」で、事業仕分けの中では一般の市民の方に参加いただき既存の事業に対する「見える化」を行っていましたが、今後の「見える化」の活動はどのように進められていく予定なのか、お教えてください。

事業仕分けの最後の質問になりますが、職員の意識改革について、以前は「カエルンジャー」活動で職場の改善活動を積極的に実施されてきましたが、その活動も見えなくなり、結果として何が変化してきたのかについてお伺いいたします。

私自身が鈍感で気づかないせいなのか、こういうところをねらいとしていたが、もう少し時間がたって気づくようになるのか、既に形であらわれているのかについて御説明をよろしくお伺いいたします。

2問目の行政評価について、次にお伺いいたします。

総合計画の基本計画を対象とする施策評価とアクションプランを対象とする事務事業評価の2段階での実施となっておりますが、当初予算の予算編成時に「めり張りの効いた予算編成」との言葉もよく聞かせていただきます。要するに重点思考で予算編成、事務事業の施策の優先順位を決定されていると考えていますが、どの事業を優先と考えているのかについて質問させていただきます。

以上で壇上からの1回目の質問を終わらせていただきます。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（北川広人） 総務部長。

〔総務部長 大竹利彰 登壇〕

○総務部長（大竹利彰） それでは、幸前信雄議員の1問目、事業仕分けの結果について、2問目、行政評価システムについて、順次お答えさせていただきます。

初めに、事業仕分けの結果についてであります。4点の質問をいただいておりますので、それぞれお答えさせていただきます。

1点目の市民判定人などによる仕分け結果が最終的に市当局において見直され内容が変わった事業はについてありますが、事業仕分けが出た後のプロセスといたしまして、議員御指摘のとおり、議論の場で示された論点や課題などを踏まえ市としての方向性を決定することとなりますが、その検討結果の妥当性につきましては、さらに第三者機関である事業仕分け委員会が審議・提言する仕組みといたしております。

仕分け結果と市の対応方針が異なる結果となった事業につきましては、22年度においては7事業、23年度においては6事業、合わせて13事業ございました。そのうち、仕分け結果が「不要」であったのに対し、市の対応の方向性を「要改善」とした事業は、高浜エコハウス事業、観光推

進事業、農業センター維持管理事業の3つの事業でありましたので、その中の1つ、高浜エコハウス事業について、その経過を御説明させていただきたいと思います。

この事業では、「利用者の少ない分別学習エリアに派遣職員1名配置することがよいのか」「分別学習エリアにおいて専門性を必要とする職員が派遣されているにもかかわらず、その技能が十分に生かされていないのでは」「隣接する中央公民館と連携し効率的な運営ができないのか」など、高浜市総合サービス株式会社と労働者の派遣契約を交わすことが論点となり、仕分け結果は「不要」となりました。

市では、この判定結果を受け、施設そのものが持つ設置目的に立ち返り、あるべき姿を検討した結果、隣接する障害者就労支援施設がこの施設を就労訓練の場として効果的に利用できるよう、両者が連携した運営形態の実現が必要不可欠であると判断したところであります。

そこで、現行の派遣契約については、これを廃止し、部分的業務委託や派遣契約以外の契約など、新たなスタイルによる契約に変更する方針を下し、仕分け結果とは異なる「要改善」としたところであります。

その後、事業仕分け委員会において「判定時の指摘事項が市の改善方針におおむね生かされていることから、現時点では妥当であると判断される」との見解が下されております。

次に、2点目の事業仕分け実施後、予算編成でどのように変化ができたのかについてですが、事業仕分けの目的の一つとして、市の行っている事業を抽象論ではなく現場の視点で洗い直すことによってその事業のあり方なども含め行財政全体の再構築に結びつけることを掲げておりました。ここで言う行財政全体の再構築がどのような意味で使われたのかということですが、市の実施している事業の中には、10年、20年といった長い期間にわたり同じようなことをやり続けている事業がございます。こういった事業について、事業の本質に戻り、今の時代に合うように事業を再構築していかなければなりません。事業が再構築された場合、その影響はその事業自体にとどまらず他の事業や行財政の仕組みにも影響を与えることとなります。その結果、現行の行財政全体のあり方自体を見直し、再構築につながるということがこの意味と御理解いただきたいと思います。

次に、予算編成でどのように変化ができたのかという点につきましては、23年度、24年度の当初予算からもおわかりのとおり、削減ありきではない中、結果として23年度の予算では高浜市民生活安定資金信用貸付保証預託金を初めとした預託金の廃止により2,000万円の減額、いきいき銭湯開放事業の廃止により252万円の削減など合わせて3,186万円の削減に、また24年度においても、すいすい教室の廃止に伴い一般参加者負担金として19万6,000円の削減、地域内分権推進事業交付金を市民予算額（個人市民税の5%）の範囲内での運用に努めることで2,436万4,000円の削減、合わせて2,456万円の削減と、予算額に少なからず変化を与えたことは事実であります。結果として、予算編成の仕組みやあり方への影響が少なく、議員御指摘の財政の硬直化を示す指標であ

る経常収支比率の改善には余りつながっていないものと認識いたしております。

しかしながら、今後、健全な財政運営を行っていくに当たって財政指標は重要な基準となることから、目標とする財政指標を実現するための具体的な取り組みの中で事業仕分けの手法を活用していきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の、今後の見える化の活動はどのように進められていく予定ですかについてであります。事業仕分けにおける事業の「見える化」につきましては、事業ごとにその目的、対象、コスト、成果などを詳細に記載した事業シートを作成し公表するとともに、公開の場でのプレゼンテーションの実施、臨場感あふれる議論、市民判定人方式の導入などを通してより多くの市民の皆様が事業の具体的な内容を御理解いただくことにあります。

今後の事業の「見える化」につきましては、まずは事業を所管する各グループが広報や公式ホームページにとらわれず、あらゆるツールを使い、あらゆる場所において工夫を凝らし、積極的に事業の「見える化」に取り組むことが大前提であると考えております。

全庁的には、第6次総合計画の策定に当たり、新たに策定したアクションプラン、そして総合計画の進行管理のために導入した行政評価システムを通じて事業の「見える化」を図っていく予定でございます。

アクションプランについては、総合計画の基本計画に掲げた目指すべき姿、目標値の達成に向けて具体的な事業内容を示す行動計画として、事業ごとに事業の概要、工程表、事業費の概算、積算基礎などを詳細に記載したアクションプランシートを作成し、公表するだけにとどまらず、その内容については多くの市民の皆様が参加する高浜市の未来を創る市民会議において説明する機会を設けております。

また、行政評価システムでは、事業の進捗状況や今後の方向性など所管グループが評価した結果を記載したアクションプラン評価シートを作成し公表することといたしており、アクションプランを評価する第三者機関である行政評価委員会では、評価をするに当たり、事業仕分け同様、公開でプレゼンテーションや議論を実施し「見える化」を図ることといたしております。

最後に、4点目の職員の意識改革については、結果として何が変化してきたのかについてお答えさせていただきます。

事業仕分けの実施の目的の一つといたしまして、職員みずからが携わっている事業を振り返り、自分たちだけの物の考え方では問題提起されにくい事業そのものの必要性を考えるきっかけを与え、意識改革が行われることを掲げておりました。事業を振り返る中で、現場の意見や他者の視点を尊重すること、また、対象事業だけではなく関連する周辺事業にも視野を広げることの重要性など幾つかの気づきを得ることができたとともに、公開の場で緊張感のある中、外部の方からの質問対し的確に答え、わかりやすく説明するための訓練になったことは言うまでもありません。



具体的な変化といたしましては、職員みずから積極的に市民会議や地域での行事に参加し、市民の皆様からの声をお聞きし、市民の皆様と情報を共有するといった機会を通して、だれもが理解できる資料づくりや説明の仕方については、市民会議を初めとしたさまざまな会議や説明会など随所に見受けられるようになったと感じていくところでございます。

職員の意識改革につきましては、形としてあらわせるものとそうでないものがあり、具体的に言いあらわすことは困難なものもあることを申し上げ、1問目の答弁とさせていただきます。

続きまして、2問目の行政評価システムについてお答えさせていただきます。

行政評価システムにつきましては、市民と行政がともに知恵やアイデアを結集して作成した第6次高浜市総合計画を夢物語で終わらせないために、計画に描かれるまちづくりの将来像の実現に向け、施策や事務事業の進行管理を行っていくことを目的とし、昨年度、その仕組みを構築したところでございます。

具体的な仕組みといたしましては、基本計画である施策を対象とする施策評価、基本計画の目標を達成するために取り組む主要な事務事業や新規事業であるアクションプランを対象とする事務事業評価の2種類の評価を実施していくことは議員御案内のとおりであります。この行政評価システムの本格的な導入につきましては本年度からとなります。したがって、平成24年度の当初予算編成におきましては、行政評価システムと予算編成の連動はなく、行政評価システムそのものがめり張りの効いた予算編成に影響していないことは御理解いただけるものと存じます。

そこで、御質問のありました、予算編成においてどの事業を優先と考えているかということについてであります。平成24年度の当初予算編成におきましては、限られた財源を有効に活用するため事業の緊急度や必要性などを勘案し、マニフェスト事業やアクションプラン事業など政策や施策ごとに優先順位をつける、あるいは防災や福祉など行政需要の高い特定の分野に集中的に予算を配分し、具体的には安全・安心、健康、子供の3つの分野に重点を置き、事業に優先度を付したところでございます。

分野ごとに優先度の高い事業を予算書における事業で申し上げますと、安全・安心の分野では、同報系防災行政無線設備等の整備、地域防災ネットワークの構築といった防災活動事業、市道港線及び人形小路の整備を行う市道新設改良事業、市内の防犯灯のうち、20Wの蛍光灯のものをLED灯に交換する防犯灯施設事業、健康の分野では、生涯現役のまちづくり創出事業及び介護予防リハビリテーション調査事業、市民のみが利用できる地域密着型の小規模特別養護老人ホームの整備への補助を行う介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業、子ども医療事業、子どもの分野では、家庭的保育推進事業、こども発達センターへ新たに発達専門相談員を配置することも発達応援事業、教育センターグループの設置、タカハマ物語の制作に関するこども・若者成長応援事業、そしてたかはま夢・未来塾事業となっております。

平成25年度の予算編成に当たっては、施策評価、事務事業評価と評価結果が出そうこととな

ります。どの施策に力を入れるべきか、どの施策は抑えるべきなのかといった優先度をつけるとともに、事務事業におきましても、評価結果と本年度の実施状況を勘案しながら、同一施策内においてどの事務事業を優先させるのかなど、行政評価の結果を生かした予算編成を実現できるものと考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔総務部長 大竹利彰 降壇〕

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） まず、1点目に事業仕分けの結果について再質問させていただきます。

事業仕分けの当日、市民仕分け人の方が議論して方向性を示された結果に対し、市の対応が異なるものとなったことをどのように当日の市民仕分け人の方にお伝えしているのか、他市の例も踏まえてお答えいただきたいと思います。

これは、当日、初めてということもあったんでしょうけども、やはりその場で議論したところで結論づける、後になって変えるというのは、これは双方信頼関係を失墜させる、なくすものどしか考えられないものですから、基本的にその場に臨むに当たって、この事業は絶対必要なんだということを市民の方に直接お伝えする貴重な時間だと思うんで、そういう意味で言うと、その場でできなかったということが、まず問題だと感じますし、その後の対応の仕方についてどういうふうに対応されたのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 市民判定人の方へのフィードバックといったことだと思いますが、本市の場合は市民判定人の方に市の対応方針についてどうやってお伝えしたのかということですが、広報への一部の掲載、それからホームページへの掲載といった形で行ってまいりました。これが事実でございます。

したがって、対応としては不十分、不親切といった見方をされる方もおみえになるかもしれませんが、しかしながら、市民判定人をお願いする際に、事業仕分けの仕組みとして事業仕分け当日の結果が最終的な判定にはならないということをしつかりと御説明をして、御理解をいただいて、その場に臨んでいただいているというふうに考えているところでございます。

また、ほかの市の例といたしましては、近隣市では安城市さん、それから西尾市さん、県外では奈良市さんなどが市民判定人方式を取り入れて行っておりますが、市民判定人の方への対応につきましては、本市とほぼ変わらない、そういった状況であるというふうには伺っているところでございます。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。もう、今後やることはないと思いますけども、そういう意見もあるということで、以降実施される場合はそういうことも踏まえて、やはりその場ででき上がった結論、これをひっくり返すというのは、当日参加された人が不信感を持つ以外の

何物でもないですから、そういう意味で言うと、その場に臨むに当たってこれだけはやっぱり必要なんだということをきちんと市民の方に理解いただく、納得いただく、そういうふうにお進めいただきたいというふうに考えております。

2点目の質問ですけれども、行財政全体の再構築について、これは質問じゃなくて、前回も公共施設のあり方検討のところでお話させていただきましたけれども、財政的には経常収支比率、だんだん悪くなって、財政の硬直化、厳しくなっている状況の中で、これからいわゆる公共施設の建てかえが発生してくると。そのときに、やはり全体としてどういう議論でこれを組み立てていくということを考えていかないと、考えるというのは、以前市長も行政指針、一番最初のところで申されましたけれども、これは市の財政といえども個人の家計の財布の中身と一緒にだと思います。収入が減って厳しくなったときに、何を見直して、どれを生かしていく、この選択ができないと、すべて同じようにやるということは基本的には借金をふやしていく。

今回、一つ見て安心させてもらっているのは、第6次総合計画の基本計画の一つに将来負担比率をゼロにするという項目がございます。基本目標として掲げられているというふうに理解しています。この条項を守ろうとすると、これからの財政運営、きちんと考えていかないと、今の状況から将来に対して負担をなくしていく、なるべく軽減する、こういう考え方を持って、それを軸に置いて行財政全体の再構築に努めていかないと、なかなか高浜市、これから自立できて、持続可能な基礎自治体ということ構造改革のときでも申しておりましたけれども、そういうことを目指してやるべきことはやる、削るべきところは削る、これをきちんとやっていただきたいというふうに考えております。

それと、職員の意識改革につきましても、特に感じるのは、先ほどいろいろご答弁いただきましたけれども、「カエルンジャー」をやられているときには、実質的に自分たちが改善する、要は攻めの気持ちのそういう意欲があったかと思います。今やられていることは、少しひどい言い方かもしれないですけども、指示待ち症候群、以前の体質、そうだったんじゃないかなと、これは想像の世界ですけども、言われたことを黙々とこなす。要は、今でもそうですけど、何か苦情を言われてから対応する。その対応の仕方で行っている、基本的に受け身の仕事、こういう形になるというふうに思っております。そういう意味でいうと、意識を変えるというのは、市民が何を望んで、どういうほうに持っていく、これは市民の立場でも必要ですし、高浜市という全体の中で職員の方がどういうふうに考えて行動をとられる、こういう意識改革がやっぱり求められているというふうに感じます。

そういう意味でいうと、以前、一度、神奈川県のアダチ市に視察に行かせていただいたことがございます。行かせていただいた内容は、債権の回収業務をやられているということで、債権管理条例を立ち上げた後、アダチ市さんの実施状況を見せていただきに伺いました。そのとき担当させていただいた方が、これは大変失礼かもしれないですけども、行政の職員とは思えないような、

サラ金の業者と債権の取り合いをして、先にどういう形で回収するんだということを一生懸命やられているということを熱っぽく語られておりました。何でだろうなというふうに思ったんですけども、当日、その方にお話を伺った後に、最後に聞いたんですけども、市長さんに心配されませんか。要は説明いただいた、課長だと思えますけども、課長さんが抜けられた後、この仕事を同じレベルで本当にやられるんですかねということを伺ったことがあります。たまたま、けさ、秦野市の市長のほうから同じことを言われたということをおっしゃっておりました。個人の資質に頼るんであれば、そういうふうになるんですけども、ある程度、やっぱり仕組みとしてカバーしてあげる、それを評価してあげる、そういう体制が必要になってくるんじゃないかなというふうに感じております。

それと、一方的にしゃべっておりますけども、最後のところの行政評価の中で1点、御質問があります。

優先順位をつけられているという言葉はいただきましたけども、これとこれが優先なんだ、これは絶対にやり抜くんだという、そういうことを基本的にわかるように明示していただきたい。やっぱり優先度というのは、優先度の高いものを生かして、何かあったときに低いものを殺す、基本的にはそういう考え方に立って、選択と集中でも同じですけども、そういうことをやられる道具だと思っています。それを外に示すということが、自分たちがこれをやるんだという意思表示になります。そういう意味でいうと、どこかに、これを優先しているんだということを表示していただきたいんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 優先度の高い事業の表示の仕方等につきましては、今後、具体的に進めていきたいなというふうに考えておりますが、例えば予算を編成する段階に当たって、今年度はこの事業を優先にやっていくんだというようなことを、あらかじめ優先度の高い事業として位置づけて、それを明確にした上で公表していくといったようなことが考えられますし、また、平成23年度からアクションプランというものが作成されておりますので、そのアクションプランの中で優先度の高い事業はこれだというようなことをわかるように表示していくといったようなことも考えられるのかなというふうに思います。

優先度の高い事業につきましては、総合計画の目指すべき姿を実現する上では優先的に行っていかなければならない、そういった事業となりますので、事業の実現に向けては予算の確保もそうですが、体制や環境づくりについてもしっかりと力を注いでいかなければいけないというふうに考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。最後になりますけども、一言だけ。

アクションプランって、すいません、これ60事業強ですよ。職員の総数といいますと260名

前後ですよね。見てて感じるんですけども、同列に上げたものが非常に多過ぎる、本当にやり切れるのかなど。そういう意味でいうと、やっぱりもう少し選択と集中、軸を決めていただいたほうが何をやりたいというのは市民のほうに伝わるという気がします。

私らも見てるんですけども、何をどうやりたいのかなというの、あれもこれもという世界から、まだ抜け切れてないなど。選択と集中、財政状況を考えたときに、これを時間を先送りする余裕はないというふうに考えておりますので、そういう意味でいうと、もう少し選択を絞っていただきたい。

あと、お願いがあるのは、60事業に絞って、以前も少し事業仕分けのときにもお話しましたけども、事業を行ってきて、うまくその事業が機能を終えるタイミング、終えるタイミングというのは、例えば目標値があります、これを日常ベースで管理を始めたときに、この機能が別のものにとってかわるといったときに、その事業をうまく廃止できる仕組みですとか、あと、機能がうまく回らなかったときに、警告を発して改善する、手を入れる必要がある、そういうことがわかる指標に変えていただきたいなというふうに感じております。何が問題で、何をどうするんだということがはっきり目標管理がきちんとできる、そういう仕組みを行政評価システムの中でぜひとも取り入れていただきたいというふうに考えております。

簡単でしたけども、以上で私のほうからの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、防災対策について。一つ、介護保険事業について。一つ、予防接種事業について。以上、3問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） それでは、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、防災対策について。

静岡県駿河湾から九州沖まで西日本の太平洋沖に伸びる海底の溝、南海トラフで起きる巨大地震について、国の有識者による南海トラフの巨大地震モデル検討会が、最大で震度6弱以上の地域が全国で自治体の3割を超えるなど新たな想定を発表いたしました。

今回の検討会では、マグニチュード9の東日本大震災を踏まえ、想定される地震の最大規模を従来のマグニチュード8クラスからマグニチュード9クラスに引き上げられました。さらに、津波堆積物の調査結果など科学的知見を考慮し、想定される震源域を従来の2倍に広げ、静岡県の富士川河口断層帯から宮崎県沖の日向灘南部までの750kmとし、これに基づき震度の分布と津波の高さを想定しています。

震度の分布は、地震の起き方によって変わり、震度7が予測される地域の面積は従来の想定

約20倍に拡大され、東海から四国・九州の太平洋沿岸まで延びました。また、津波につきましても、従来はなかった20m以上の津波の高さが想定される自治体が出るなど、地震による強い揺れや大きな津波が起こると想定されている地域が従来より大きく広がりました。

国の中央防災会議は、今回の検討会の報告書を受け、6月までに死者数や建物倒壊戸数などの被害想定を見直し、秋ごろには新しい経済被害の想定を出す予定。具体的な対策につきましては、今後対策を検討するワーキンググループで議論を進め、夏ごろには当面実施すべき対策を取りまとめ、冬ごろまでには南海トラフの巨大地震対策の全体像をまとめる方針とのこととございます。

今回の想定引き上げで、住民の中に不安が広がっていますが、本市におかれましては、今後どのように防災・減災に取り組んでいかれるのか、本日は2点のことについて質問をさせていただきます。

(1) 女性の視点を反映させた防災対策について。

震災が発生しますと、子育て、介護、妊娠中など多様な生活環境にある女性は、男性以上に困難な状況に置かれます。しかし、避難所運営の責任者はほとんどが男性で、女性特有の困難な状況にあったとしても声を出しにくい状況だったとのことです。多くの避難所で間仕切りや更衣室もなく、女性は着がえを布団の中で行っていたり、授乳室がないため、母乳をやめてミルクに切りかえても、哺乳瓶や粉ミルク、お湯も満足にありません。乳児の離乳食やおむつも必要です。仮設トイレも男女共用が多く、安心して使えず体調不良になったり、女性にとりましては死活問題とも言われております。

しかし、防災対策にトイレ問題を組み込んだ自治体はわずか19.6%で、女性に対する配慮はほとんどありません。長期にわたるプライバシーのない生活で、特に思春期の女性がトラウマになった人も少なくないということです。

公明党の女性防災会議がまとめました防災総点検では、半数近くの地方防災会議に女性委員が登用されていない実態も明らかになり、防災計画に女性の声が反映されていない現状が浮き彫りになりました。今後、本市の防災対策にぜひ女性の視点を取り入れて、きめ細かな取り組みをお願いするものです。当局の見解をお尋ねいたします。

次に、(2) 避難所となる学校の防災機能強化について。

東日本大震災では、耐震化されていない学校で大きな被害が出ました。耐震化の推進では、現在学校の耐震化は着実に推進されており、2011年4月1日現在で80.3%ということです。昨年の東日本大震災では都内の多目的ホールで天井が落下し、2人が死亡したほか、多くの学校施設で天井や照明器具などが落下し、けがをする児童・生徒が出ました。中でも、日中、多くの子供が活動する学校の体育館などの天井材の崩落は致命的な事故を引き起こす可能性があります。非構造部分の耐震化では、柱や床などの構造部分に比べ、照明器具、内外装、窓ガラスなどの非構造部分の耐震化率は45.4%と進んでいないため、速やかな耐震化が必要です。

津波対策では、東日本大震災の甚大な被害を踏まえ、①津波が到達しない高台に校舎を移す、②近隣の高台などに速やかに避難できるよう避難経路を整備する、③速やかに上層階へ避難できるよう屋外階段などを整備することなどを求められております。

学校は、災害時、市民の避難所として使用されます。地域の防災拠点として今後さらに機能を高めていく必要があると思います。本市におかれましては、すべての小・中学校の耐震化は完了したということですが、非構造部材の耐震対策につきましてはどのように推進していくのか、耐震点検も含めまして見解をお尋ねいたします。

次に、介護保険事業につきまして。

(1) 医療と介護の連携による在宅要介護者支援と訪問看護ステーションについて。

日本の高齢者は今後もふえ続け、団塊世代が75歳を超える2025年には、65歳以上の人口は国民のおよそ3人に1人、3,600万人を超えるとされており、今後、病院などですべての患者を受け入れることが難しくなるため、介護保険では在宅の要介護者の生活を支えるため24時間対応の定期巡回随時対応のサービスが創設されました。これまで全国平均で1日1回弱であった訪問介護を、必要に応じて日中・夜間を通じて看護師やヘルパーが複数回訪問することにより、要介護者が住みなれた居宅で暮らし続けられるようにするのが目的です。

今回の改定では、診療報酬と介護報酬が6年に一度の同時改定になりました。診療報酬は全体で0.004%プラス、介護報酬は1.2%プラスで、ともに微増にとどまりましたが、今後、医療と介護の連携を強化し、在宅療養を推進することにあります。

2005年の改正で、地域包括ケアの理念のもと地域密着サービスが創設され、在宅での医療と介護の連携が強化されましたが、今回の同時改定で入院・入所から在宅へのシフトが一層強化されたのではと思います。今後、医療と介護の連携が進む中、特に訪問看護の役割が重要になるのではと思います。

老人保健施設こもればの里に開設されておりました訪問看護ステーションが廃止され、2年が経過しています。今後、高齢者の医療と介護を地域密着で連携して取り組んでいくわけですが、どのように推進されていくのか、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、(2) 介護保険返戻地域活性化事業について。

京都府では、2012年（本年度）より全国初の介護保険返戻地域活性化事業が実施されました。介護保険料を納めながら介護サービスを利用したことがない府内在住の90歳以上の高齢者に対し、地元商店街などで使えるプレミアム商品券3万3,000円を交付するものです。京都府では、現在、90歳以上の高齢者は約2万9,000人で、このうち約3分の1に当たる9,500人が介護サービスを一度も利用したことがないと言われ、その一方で65歳以上が支払う介護保険料の平均額は2000年度、2,848円だったものが、2009年度には4,332円と約1.5倍に上昇し、2012年度はさらに上がることで高齢者の負担もふえることから、介護サービスを利用せず元気に暮らす高齢者に保険料を返戻

するという趣旨で実施されました。

元気な高齢者がふえ、やりがいを持って介護予防に励めるよう、また高齢者の長年にわたる健康維持の努力に報いる制度として、本市におかれましてもぜひ導入されてはいかがでしょうか。見解をお尋ねいたします。

次に、予防接種事業について。

(1) ロタウイルスワクチン公費助成制度導入について。

ワクチンで防げる病気のことをV P Dといいます。V P Dは子供たちの命にかかわる重大な病気です。日本ではいまだに毎年多くの子供たちがワクチンで予防できるはずの病気に感染をして、苦しんだり、後遺症を持ったり、死亡しております。世界じゅうにはとてもたくさんの感染症が存在しています。中には、マラリアやデング熱のように、ワクチンがないために有効な予防ができず年間何十万、何百万という人の命を奪っている感染症も少なくありません。

そんな中で、予防のためのワクチンが開発されている病気はごく少数です。ワクチンで防げるということは、とても幸運なことなのです。せっかくワクチンがあっても接種しなければ予防できません。防ぐ方法があるのにとっても残念です。ワクチンさえ接種していればこんなことにはならなかったのにと、重い後遺症が残ってしまったり、お子さんを亡くしてしまったり、御家族の無念さや心の痛みははかり知れないものです。

日本では、欧米などに比べて大変多くの子供たちがV P Dにかかって健康を損ねたり、命を落としています。一つにはワクチン接種率が低いことが原因として挙げられ、もう一つはほかの国では接種できても日本ではまだ使用できないワクチンがあることです。医療大国日本ですけど、ワクチン接種制度は世界的に見るとまだまだおくれしております。

胃腸炎の原因になるウイルスはたくさんありますが、一番重症になりやすいのがロタウイルスによる胃腸炎です。国内では、ロタウイルス胃腸炎による死亡は毎年10人弱が報告されております。また、6歳未満の小児のうち年間80万人がロタウイルス胃腸炎により外来受診していると推計されております。さらに、5歳未満のロタウイルス胃腸炎による入院が2万6,000人から7万8,000人いると推計されており、入院患者の年齢分布のピークは生後12カ月から24カ月未満であり、入院患者の大部分が生後24カ月までに入院していると言われております。

ロタウイルスは、その感染力の強さから、医療機関や保育施設などでしばしば施設内流行が発生しており、その対策に苦慮しております。また、ロタウイルス感染症の合併症として、脳炎、脳症も報告されており、毎年約40人が後遺症や、これにより死亡することもあります。ロタウイルス胃腸炎による総直接医療費は年間約220億円に上ると推定されており、入院した場合はこれらの直接的な疾病負担だけでなく、保護者の付き添いや通院による欠勤など労働収入減や、外来・入院における交通費、さらに紙おむつ、経口補液の追加購入といった非直接医療費の問題も存在しております。これらを合わせた総疾病負担額は年間540億円になると推定されております。



近年は核家族化や共働き家庭の増加などにより、休日や夜間の小児救急医療への負担増加にもなります。

現在、世界では、ロタウイルス感染症を予防するワクチンとしてロタリックス（1価ワクチン）、ロタテック（5価ワクチン）の2種類を使用しています。100カ国以上の地域で使用され、有効性につきましても点滴や入院が必要な重症例を90%以上予防することが認められており、その予防効果も少なくとも3年間持続することが臨床試験で認められております。ロタウイルスの接種費用は2回の接種で約3万円で、若い夫婦世帯には少し高額です。子供の健康と命を守るためには、ぜひ予防接種を受けるべきだと思います。

これらのことから、ロタウイルスワクチン公費助成を導入する自治体が全国に広がりを見せております。ロタウイルスワクチン公費助成導入につきまして、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、（2）不活化ポリオワクチン承認による取り組みについて。

ポリオ（急性灰白髄炎）は強い感染力を持ち、神経を侵すポリオウイルスが原因で発症します。ウイルスは腸管内で増殖し、倦怠感、頭痛、吐き気など風邪に似た症状を引き起こします。便を介して感染し、多くは軽い症状で回復しますが、1,000人に1人の割合で主に手足に麻痺があらわれ、重篤な場合は死亡することもあります。多くの場合、5歳未満の小児が感染するため、一般に小児麻痺と言われております。

日本での感染は1961年にかけて大流行し、その後、海外から緊急輸入された生ワクチンを接種したことで激減したとのことです。1964年から定期予防接種となり、1981年以降、野生のウイルスによる感染報告はありません。海外では、パキスタン、アフガニスタン、インド、ナイジェリアを中心に、2009年以降、1,606例の感染が報告されております。その後の日本の麻痺の発症は残念なことに生ワクチンの接種による症例ということですが。

ここ数年、生ワクチンによる発症を避けるため、ワクチン接種をためらったり、不活化ワクチンの個人輸入による接種を受ける人がふえており、ワクチン接種によるポリオ発症の危険がない不活化ポリオワクチンが承認され、9月から生ワクチンにかわり定期予防接種で使用されることになりました。この承認によって定期予防接種が9月から、飲む生ワクチン接種から注射による不活化単独ワクチン接種に切りかわることになります。11月からは、3種混合に不活化ポリオワクチンを加えた4種混合ワクチンの接種が始まるとのことですが、不活化ポリオ導入に伴い、周知徹底を含めスムーズな取り組みができますようお願いするものです。当局の見解をお尋ねいたします。

次に（3）「子宮頸がん」・「ヒブ」・「小児用肺炎球菌」ワクチンの定期接種に向けての取り組みについて。

厚生労働省の予防接種部会は、5月23日、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の3種の予防ワクチンにつきまして、優先して定期予防接種に加えるとの提言をまとめました。現在、3ワクチ

ンは市町村による公費助成が行われており、現行の措置では、子宮頸がんは基本的には中学1年から高校1年の女子で、ヒブと肺炎球菌はゼロ歳から4歳児を対象としております。3ワクチンは任意接種に分類されており、厚生労働省は来年度からの定期接種に向けて、「今国会も視野に、できるだけ早く予防接種法改正案を提出できるよう市町村とも調整したい」と言われており、3ワクチンの定期接種化で感染症対策が大きく前進するものと期待しております。

子宮頸がんは若い女性を中心にふえ、年間約2,500人が亡くなっております。ヒブや肺炎球菌は乳幼児の髄膜炎を引き起し、死亡率は2から6%、重い後遺症を残す可能性もあります。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの感染が主な原因であることがわかっており、ワクチン接種と検診でほぼ予防できるとされております。しかし、子宮頸がんワクチンは接種費用が4万円から5万円と高額で、家庭の負担が重く、家庭の経済状況によっては守れる命も守れなくなります。こうしたことから、ほぼすべての自治体で公費助成が実施されております。

特に今後心配されていますことは、定期接種にしますと市町村が全額負担しなければならなくなるということで、現在、無料で接種しておりますが、定期化されましても無料で接種できるような取り組みを願うものでございます。また、接種率も含めました接種状況につきましてもお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

[16番 小野田由紀子 降壇]

○議長（北川広人） 都市政策部長。

[都市政策部長 深谷直弘 登壇]

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小野田由紀子議員の1問目、防災対策について、（1）女性の視点を反映させた防災対策について、（2）避難所となる学校の防災機能強化について、それぞれお答えをさせていただきます。

（1）女性の視点を反映させた防災対策についてお答えいたします。

地震や津波などにより自宅を失った危険な状態になってしまった場合、一時的ではありますが、避難所での生活が余儀なくされます。また、避難所は救援物資の配給や診療場所になったりと、被災者支援のための重要な場所となります。しかしながら、避難所での生活も長引くほど問題点も浮上し、避難者の方々の御負担も増すこととなります。

議員のおっしゃられたとおり、避難所においては、女性特有の御負担、御苦勞があるとお聞きいたしております。昨年9月29日、内閣府男女共同参画局第4回東日本大震災応急対策に関する検討会において、男女共同参画の視点からの防災、復興の対応、東日本大震災での被災者支援として男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援における避難所での問題点が取り上げられております。

具体的には、発災後の避難所での物資の備蓄や提供に関する問題として、生理用品、おむつ、

粉ミルクがない、また、粉ミルクはあっても哺乳瓶、離乳食がない。生理用品や女性用下着は届いても、男性が配付しているためもらいに行きづらい。また、避難所運営に関する課題として、授乳や着がえをする場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着がえる。女性用の物干し場がないため下着が干せない。女性が起きたら、知らない男性が横に寝ていた。女性だからということで当然のように炊き出しの仕事を割り振られ、朝早くから夜遅くまで食事の用意や片づけに追われ、その合間に子供の面倒や両親の介護を行うしかないといった事項が上げられております。

これらの問題の背景としては、防災、震災対策に女性の視点が入らず配慮が足りないことや、意思決定の場に女性が参画していないことが上げられております。あわせて、都道府県防災会議に女性が占める割合は4.1%、10都県では女性委員がゼロ、多くの被災所運営を担う自治会については、自治会長の96%近くを男性が占める状況となっております。

避難所では、これら問題点を改善するため、女性や子育てのニーズを踏まえた防災対応として、生理用品や粉ミルク・離乳食などの提供、女性用更衣室や男女別トイレなど女性や子育てに配慮した避難所の設計、女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制、乳幼児のいる家庭専用部屋、女性専用物干し場、男女別の入浴所や更衣室を設置、生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者を必ず女性が担当するなど、多くの改善がなされております。

一方、本市の状況は、まず、基幹避難所であります小・中学校に保管をいたしており、資機材は発電機7台、投光機32基、組み立て用水槽18基、仮設トイレはマンホール用トイレを含めて59基、このうち車いす用マンホールトイレを5基、下水道が未整備の吉浜小、高取小を除く小・中学校に1基ずつ整備をしています。女性の着がえや授乳の際に使用可能なテント式のパーティションが各小・中学校に2張り整備してございます。

次に、西三河9市1町の防災会議における女性委員の登用状況であります。知立市、幸田町がゼロ名、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、みよし市が1名、安城市は2名、本市の女性委員の登用状況は、会長以下24名のうち、女性の方は高浜市地域婦人会連絡協議会会長と市福祉部長の2名となっております。

続きまして、本市の防災計画に女性の視点を取り入れる件であります。先ほど申しあげました本市の防災会議、町内会の防災部員さんの大多数が男性という状況になっております。今年度「防災ネットきずこう会」においては、町内会、まち協、地元企業、消防団に加えて高浜市の未来を創る市民会議の防災分科会のメンバーも加わり活動することとしております。この市民会議の防災分科会には女性委員が1名入っております。また、活動後半にはモデル地区での活動を予定いたしておりますので、その際はぜひ御参加をいただき、女性の視点での御意見、御提案をいただきたいと思っております。

また、「防災ネットきずこう会」の運営に御協力をいただきます名古屋のNPO法人レスキュー

ーストックヤードも女性スタッフが参加されますので、女性の視点でのアドバイスもいただけるものと考えております。

私たち男性では気づかない部分が多々あると思いますので、女性の皆様の積極的な御参加をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

続きまして、(2)避難所となる学校の防災機能強化についてお答えいたします。

まず初めに、本市の学校施設の耐震補強の現状であります。平成15年度の高浜小学校南校舎と体育館を皮切りに、平成20年度には高浜小学校と吉浜小学校の渡り廊下の耐震補強工事を実施しましたので、学校施設の耐震化率は既に100%となっているところであります。

一方で、近年、大規模地震においては、議員がおっしゃられるとおり、構造体への被害が軽微な場合でも、天井材や外壁材などの落下など、いわゆる非構造部材の被害が多く発生しており、東日本大震災でも多くの学校において天井材の落下などの被害が発生し、一部では人的被害が生じるなど、改めて非構造部材の耐震対策の重要性が認識されたところであります。

しかし、非構造部材の耐震点検・対策については、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井部材など落下防止の対策は急務ではありますが、十分な取り組みがなされていない状況にあります。このため、文部科学省は今後の学校施設の非構造部材の耐震点検・対策を推進するために調査研究事業を実施することとし、5月30日に初会合が開催されました。

この学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究事業としましては、東日本大震災における屋内運動場の天井材などを中心とする非構造部材の被害状況と課題の整理、学校施設における非構造部材の点検・対策の基本的な考え方及び耐震対策の推進方策などについて調査研究を行うほか、教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究の状態を把握することとしております。

なお、この研究事業の実際の期間は平成24年5月30日から平成26年3月31日までとなっております。

御案内のとおり、教育委員会では、昨年度、教育基本構想を策定いたしました。その中で、3章として地域学校経営システムの構築を基本理念として掲げ、上位目標を「未来の自立的市民を地域で育てる教育環境を創造します」としております。そして、その下に3つの下位目標を掲げており、その1つ目は「12年間の学びをふまえ、地域で子どもを育む教育環境を整備します」、2つ目は「地域との関わりを大切に市民の学び舎となる教育環境を整備します」、3つ目は「災害時に地域の防災拠点や避難場所として機能するよう、学校施設を整備します」というものであります。

本年度より順次アクションプランに取り組みつつありますが、ハード部分におきましては、各小・中学校の校務主任を構成メンバーとした学校施設整備検討委員会を立ち上げ、既に5月に第1回目の委員会を開催したところでございます。そこで、平成24年度にかかわる教育基本構想を

どのように推進していくのか、学校施設整備検討委員会所管のアクションプランなどを確認いたしました。

今後は、翼小学校を除く6小・中学校を教育委員全員で巡回し、校舎の現状を調査いたします。そして、各学校の棟別の傷みぐあいを目視で確認し、教育委員会としての改修の順位づけをしてまいりたいと考えております。

そこで、御質問の非構造部材の耐震点検も含めた耐震対策の推進についてでございます。改修メニューといたしましては、児童・生徒がより安全・安心に学習できるように、外壁の塗装、屋上の防水塗装、窓ガラスの飛散防止、照明器具の落下防止など非構造部材の耐震対策が考えられます。具体的な取り組みにつきましては、公共施設のあり方検討との連携を密にするとともに、国の学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究事業において、非構造部材の点検、震災対策についても方向性が示されると思われまますので、その動向も注視しながら進めてまいりたいと考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔都市政策部長 深谷直弘 降壇〕

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 続きまして、2問目、介護保険事業について、（1）医療と介護の連携による在宅要介護者支援と訪問看護ステーションについてお答えさせていただきます。

高浜市は、これまでも在宅重視を掲げ高齢者施策を展開してまいりましたが、これからは医療との連携も図り在宅生活を支えていくことが課題であると考えております。

そうした中、平成24年度の厚生労働省のモデル事業としまして在宅医療連携拠点事業が実施されることとなり、高浜市を含め全国で105カ所が選定されました。これまで地域包括ケアの推進については、主に老健局の枠組みの中で事業が実施されてきましたが、今回の在宅医療連携拠点のモデル事業については医療全般を所管する医政局が実施し、在宅生活を医療の視点から推進していくことが特徴となっております。そして、その目的は、高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、病気をもちつつも可能な限り住みなれた場所で自分らしく過ごす生活の質を重視する医療が求められており、在宅医療を提供するための連携拠点を設置し、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すものとなっております。

具体的なモデル事業の内容は、多職種連携の課題に対する解決策の抽出、在宅医療従事者の負担軽減の支援、効率的な医療提供のための多職種連携、在宅医療に関する地域住民への普及啓発、在宅医療に従事する人材育成の5項目となっております。

これまでも、高浜市はいきいき広場を開設し、福祉の総合拠点として住民福祉の向上と福祉のワン・ストップサービスを図ってまいりました。このように、いきいき広場は介護を含めた連携拠点となっておりますが、全国的にも地域内の医療関係者と福祉従事者の交流はそれぞれの機関に

限定されていることが多く、顔の見える関係を構築するための交流の機会を確保することが課題となっておりました。これまでの介護・福祉の連携拠点に医療を加えた介護・福祉・医療の連携拠点を目指すことが高浜市が目指す地域包括ケアシステムの構築につながると考えていたところ、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築するという国のモデル事業が示され、応募することといたしました。

こうした経験を踏まえ今回のモデル事業に取り組んでまいりますが、医療機関への聞き取り調査や事例検討会を実施することから開始し、介護保険事業者と市内医療機関の多職種によるグループワークを行い、双方が在宅医療への理解、地域の社会資源を含めた現状を理解するとともに、お互いに集まることにより顔の見える関係をつくり、直営の地域包括支援センターに併設する在宅医療連携拠点のメリットを生かし、医療関係者も含めた医療と介護の連携体制を構築してまいります。

今回のモデル事業を通して、高浜市の医療資源の中で充足しているもの、望まれるものなどの把握についても行ってまいります。モデル事業の取り組みを通して、いきいき広場に医療を加え、福祉と医療の拠点として地域包括ケアシステムの構築を図っていきたくと考えております。

続きまして、（２）介護保険返戻地域活性化事業についてお答えさせていただきます。

介護保険制度というのは、高齢者の介護を社会全体で支え合うための仕組みづくりとして創設されたもので、サービスを必要としない元気な高齢者の方を一人でも多くふやす取り組みが重要となっております。このため、高浜市も昨年度から元気な高齢者の皆さんを応援する事業を展開しております。

まず、昨年４月から、いきいき健康マイレージ事業をスタートいたしました。この事業では、マシンスタジオの利用やウォーキングなど自分自身の暮らしの中で無理なく楽しく継続できる健康づくりを实践された高齢者の皆さん及び介護施設などでボランティア活動に参加された高齢者の皆さんに対してポイントを付与し、１年間の活動を通してためたポイントをお好きな商品と交換しています。交換していただく商品の中には、高浜商店振興会さんが発行してみえる満点スマイルカードも含まれており、最大100ポイントためていただきますと5,000円分の商品券として交換していただけます。このマイレージを自分への御褒美や一つの励みとして、先月末の段階で既に729名の皆さんが登録されてみえます。

また、昨年10月からは、生涯現役のまちづくり事業の調査研究に着手し、高齢者の皆さんがいきいきと健康的な毎日を送っていただくことを応援してまいります。

このように、本市におきましては、今年度から京都府が開始した事業と同様な事業を既に実施しておりますので、新たにプレミアム商品券を交付することは考えておりませんが、今後とも御自身の健康に留意され、健康づくりに励んでおみえになる元気な高齢者の皆さんを応援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3問目、予防接種事業について、(1) ロタウイルスワクチン公費助成制度導入についてお答えさせていただきます。

厚生労働省の厚生科学審議会の予防接種部会が平成24年5月23日付で予防接種制度の見直しについての提言を行っており、今後の予防接種制度はこの提言を尊重したものになると考えております。

その中で、ロタウイルスワクチンについても具体的な記載がされており、その内容は、ロタウイルスワクチンについては、平成23年7月1日及び24年1月18日に2種類のワクチンが薬事法の製造販売承認を受けたことを踏まえ、「24年度内をめぐり専門家による医学的、科学的観点からの評価を行っているところである」としており、従来から予防接種部会で接種を促進していくことが望ましいとされている7つのワクチン、「子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・おたふく風邪・成人用肺炎球菌ワクチン・B型肝炎ワクチン」と同様に検討が進められているところです。

現在、国において、こうしたロタウイルスワクチンの接種に向けた議論が既に開始されていることから、それに先駆けたロタウイルスワクチンの助成制度を市として行うことは考えておりませんが、引き続き国の動向に注視してまいります。

次に、(2) 不活化ポリオワクチン承認による取り組みについてお答えさせていただきます。

生ワクチンから不活化ワクチンへのポリオワクチンの移行については、9月1日での全面移行が既に決定しており、愛知県の説明会が6月13日、あしたですが、開催され、具体的な今後の進め方について説明会が行われることとなっております。

変更点としましては、従来のポリオワクチンは生ワクチンを2回飲みますが、不活化ポリオワクチンは注射により受けることとなります。標準的なモデルとして、初回接種として生後3カ月から12カ月の間に3回接種し、その後、追加ワクチンとして1回の合計4回接種することとなっております。また、今回の移行は一斉切りかえのため、9月1日以降は生ワクチンの投与を受けることができないことから、9月1日以前に一度生ポリオワクチンの接種を受けた方は、残りの1回分については不活化ポリオワクチンを3回接種することとされております。既に現在、DPT、これはジフテリア、百日ぜき、破傷風のことで、不活化ポリオワクチンにDPTを加えた4種混合ワクチンの開発が進められており、既に薬事申請を2つのメーカーが行っています。

厚生労働省では、平成24年11月にこの4種混合ワクチンの導入を目指しており、導入によりDPTとポリオの予防接種が統合されることとなります。加えて、当分の間は生ポリオワクチンを1回接種された方、DPTの3種混合ワクチンを既に接種された方、9月から開始される単独の不活化ポリオワクチンを接種された方などさまざまな接種履歴を持つ方が混在することとなります。9月からの開始に向けて、愛知県の説明会の内容もよく確認しまして、医師会とも協議しながら事業を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、(3)「子宮頸がん」・「インフルエンザ菌b型(ヒブ)」・「小児用肺炎球菌ワクチン」の定期接種に向けての取り組みについてお答えさせていただきます。

先ほど申しあげました厚生労働省の厚生科学審議会の予防接種部会の提言では、この子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの3つのワクチンについては、平成22年10月6日の予防接種部会の意見を受けて、「当面の対応として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業をすべての市町村で実施しており、23年度補正予算に基づき、24年度末までの事業を継続できるようになっているが、25年度以降についても円滑な接種を行えるようにする必要がある」としており、これまでの補助事業による任意接種から定期接種への移行が見込まれています。既に新聞報道では、「財源の確保などの課題があるが、定期接種化に向けた予防接種法改正案が今国会に提出される」という報道もされております。

定期接種ということになりますと、予防接種法による定期の予防接種については自治事務として区分され、市町村の事務とされています。経済的理由により接種費用を負担することができない場合を除き、接種時に実費を徴収できるとされているものの、ほとんどの市町村では実費徴収せず公費で負担しているのが現状です。この3ワクチンについては、平成22年度に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業が開始されてから、県内でも自己負担額を徴収する自治体もある中、高浜市では無料で行ってまいりました。

高浜市の平成23年度の事業実績は、子宮頸がん予防ワクチンが延べ回数で2,024回、ヒブワクチンが1,933回、小児用肺炎球菌ワクチンが2,388回となっており、予防接種として定着しております。3ワクチンが任意接種から定期接種化されることは、接種を受けられる方にとっても救済制度などメリットが大きいものの、やはり接種費用のあり方や財源についての十分な協議や検討があった後に定期接種化へ移行されるべきと考えており、今後も国や県内の市町村の動向も見ながら市としての事業のあり方を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(北川広人) 16番、小野田由紀子議員。

○16番(小野田由紀子) 御丁寧な御答弁をありがとうございました。

初めに、防災対策についてですけれども、防災会議の女性委員の登用が本市の場合は2名ということで、近隣市と比較しますと大変心強いなと思います。男女共同参画の視点では、今後、女性の登用をふやしていただきますようお願いしたいと思いますけれども、名簿を見させていただきましたら神谷美百合福祉部長も入っておりましたので、ぜひ女性の視点からまた声を上げていただきたいなと期待をさせていただきたいと思います。

それから、避難所で生活する中、東日本大震災でいろんな大きなたくさんのお声が出ておりますけれども、特に女性のリーダーがいなために女性が困っていることなどたくさんあっても、声をどうしても出しにくい。それからまた、災害が昼間発生してしまいまして、いざというとき、



男性が仕事に出ていて、家や地域に女性やお年寄り、子どもしかいない場合に、女性が主体的に行動して対応していかなければならないと思っております。そういったことから、今後は女性のリーダーを養成していくことも必要ではないかなと思っておりますけれども、このことにつきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の女性リーダーの養成につきましては、避難所におきます女性のニーズを反映した運営等で重要な役割を担うものと認識しており、また、その必要性も強く感じておるところでございます。

とはいうものの、高浜市が単独で女性防災リーダーを養成することは難しいところもありますので、今後、女性リーダーの育成も含め、より多くの市民の皆様に対し、愛知県やNPO法人が開催いたします防災リーダー養成や防災人材育成研修などの情報を「広報たかはま」、ホームページ、また高浜市の未来を創る市民会議、防災ネットきずこう会などの機会を通じ、周知・PRを実施していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。ぜひ、そのような方向で取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

それと、もう一つですけれども、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、避難所での物資の備蓄、これは女性特有な生理用品ですとか乳幼児やお年寄りのおむつ、それから哺乳瓶、粉ミルクなどはすぐ要るものでございます。着のみ着のままで逃げるのにやっとな、そんな状況で避難所で生活するわけですから、必需品として学校等避難所の防災倉庫に備蓄しておくべきではないかと思っております。

それから、洗濯物を干したり、着がえる場所、それから病人等が安心して休める場所を確保するのに、簡易間仕切りがすごく役に立ったということでございますので、この間仕切りも備蓄しておいていただきたいなと思っております。備蓄や間仕切りについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まず、現在、市内の3カ所の備蓄倉庫には、子供用のおむつが360枚、大人用が408枚の合計768枚。ポケットティッシュが1,000袋の備蓄がしてございます。御質問の生理用品・哺乳瓶・粉ミルクなどの備蓄は残念ながらございません。

なお、粉ミルクにつきましては、昨年度も備蓄の検討をいたしました。賞味期限が1年半と短いため、備蓄には向かない面もございます。そのため、平成23年度に備蓄の代替策といたしまして、ドラッグストア、ホームセンターなどと物資の供給についての新たな災害協定を締結し、対応ができるものとしております。

次に、間仕切りパーテーションにつきましては、先ほどの答弁にもございましたが、避難所で

あります各小・中学校に2張りが整備されている状況でございます。

これまで、避難所や備蓄品につきまして、女性の視点、女性のニーズが十分に反映されておるという状況ではございませんでした。今後は、防災訓練等に参加いただく女性の皆様から御意見やアドバイスをいただき、備蓄品を充実させるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。ただ、おむつは300枚、400枚ですと、うちは1歳と2歳の孫がおりますけれども、あつと言う間ですので、人数からいうと、とてもじゃないですけども間に合わないと思いますので、今後よろしく願いいたします。

ぜひとも、今後、防災計画に女性の視点を反映させていただき、男女共同参画の視点から防災対策に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

それから、学校の防災機能強化につきましては、先ほどの御答弁では、学校の耐震補強につきましては早い時期に取り組みをしていただきまして、既に耐震化率が100%ということでございます。非構造部材につきましては、学校施設整備検討委員会を立ち上げて調査をするという御答弁でございました。国の動向をしっかりと見ていただきまして取り組んでいかれるということですので、出おくれることのないように前向きに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

それから、1つ、今後、学校の防災機能を強化する、また円滑に運営していくということで、学校の先生方の防災力を、防災の知識といいますか、少しは向上していただきたいなと思っておりますけれども、そのことにつきましてはいかがお考えでしょうか。そんな取り組みなんかはありますでしょうか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今お尋ねの教職員の防災力という点でありますけれども、言葉を言いかえますと、例えば危機管理意識の強化、こんなような形で、今後ですね、今までもやっておるわけですが、防災マニュアル、この見直しを通して、例えばその中で学校環境の把握だとか、それから地域の道路状況だとか、その他の環境状況の変化、こういったものの対応だとか、それから先進校の事例とか社会情勢、こういったものの変化が、今、学校で不足している点、そういったものがどういうところにあるのかということを見直しながら訓練をして、そしてその評価をして、そして改善していくという、この訓練・評価・改善のサイクルの中でそれぞれの職員の防災力を少し高めていこうと、そんなふうを考えております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） どうしてかといいますと、実は私、土・日で防災士研修講座に参加させていただきました折に、さきの東北の大震災で、学校で子どもさんと先生、津波警報、逃げろということだったそうなんですけれども、いざどこへ逃げればいいのか、マニュアルがあったと思

いますけれども、なかなかマニュアルどおりにはいかないということで、危機管理意識が低かったのかしれませんけれども、すぐ後ろに高台があったにもかかわらず、高台に逃げることはしなくて、いつまでも議論ばかり先生たちがしておって、とうとう津波が20分後に来てしまって、生徒さんも先生も津波にのまれて亡くなってしまった、そういう声を聞きました。

それと、避難所が開設されますと、やはり地域の方が、学校のことだから、学校の先生、学校の先生、先生、先生と、学校の先生を頼りにされるそうです、「学校のこと一番先生がわかるとるから」ということで。学校の先生が汗水垂らしていろいろ避難所の運営面についてリーダーシップをとってやられたということですので、いざ避難所を学校に開設したときに、どこへ何を設置するのか、仮設トイレはどこへ置いたらいいのか、ごみ置き場はどこだとか、洗濯を干すのはどこだとか、いろんな問題点が出てくるかと思えますけれども、そういったことで、学校の先生たちの防災力のアップが必要ですよというように伺ってきたものですから、きょう、質問させていただきます。危機管理を高めていただくということですので、よろしく願いいたします。

それから、次に介護保険につきましては、2年前に、突然、訪問看護ステーションが廃止されましたときに、市民の方から不安なお声を伺いまして、急遽、市長に開設に向けての取り組みを要望させていただいたわけですが、今回、在宅医療連携拠点事業、医療と介護の連携体制の構築という新たな事業の取り組みもお聞きしましたので、ぜひ進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

それから、2つ目の介護保険返戻地域活性化事業につきましては、今回、第5期介護保険事業計画策定に携わって見えました審議会のお一人の委員さんから、「こういう声をいっぱい聞きますから、ぜひ取り上げていただきたい」というふうに言われましたので、今回質問に立ったわけですが、高浜市の場合は、もう既にこのような趣旨の事業はやっていますよという御答弁をいただきましたので、御理解いただけるのかな、どうかなというところですが、お話してまいりたいと思います。介護保険事業の基本は、高齢者の方が本当に住みなれたこの地域で健康で幸せに暮らしていただくことですので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、3つ目の予防接種事業ですが、1点だけお願いします。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌につきましては、これまでの任意接種から定期接種へ移行するということですが、これまでも定期接種については一類疾病と二類疾病がありますが、3ワクチンについてはどちらに位置づけられるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（北川広人） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 御質問のとおり、定期接種につきましては、疾病やワクチン効果の特性に応じて集団予防に重点を置く一類疾病と個人予防に重点を置く二類疾病に分類されており

ます。今回の定期接種化が予定される3ワクチンにつきましては、すべて一類疾病のワクチンとして整備されるとお聞きしております。

○議長（北川広人） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。不活化ポリオですけれども、スムーズな切りかえができますように取り組みのほどよろしくお願い申し上げます。

予防接種事業につきましては、私どもがかなり以前から子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの3つのワクチン接種について要望してまいりました。平成22年度に国の助成制度が創設され、高浜市も平成21年1月から事業を開始していただきました。

今回、定期接種化のお話をお聞きし、ようやく一つ実現できたのかなと思っております。しかし、まだワクチンで防げる病気、V P Dですけれども、あります。

これまでも申し上げておりますが、ワクチンには健康を守るという効果のほかに、医療費の抑制効果もあります。今回、ロタウイルスワクチンの質問をさせていただきましたけれども、新たに薬事承認され、これまで防げなかった病気が防げるようになっております。今後も、予防接種につきましては積極的に取り組んでいただきますよう要望させていただき、私の質問をすべて終わります。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は2時40分。

午後2時32分休憩

---

午後2時40分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、磯田義弘議員。一つ、二級河川・稗田川改修事業について。以上、1問についての質問を許します。

1番、磯田義弘議員。

〔1番 磯田義弘 登壇〕

○1番（磯田義弘） 議長のお許しをいただきましたので、二級河川・稗田川改修事業について質問いたします。

なお、県事業であるため答弁はできる範囲でお願いし、加えて、一問一答方式で行いますので、よろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、若干述べさせていただきます。村瀬正章著「碧海の歴史」の本などによりますと、現在の稗田川、高浜川につながる油ヶ淵一帯は約400年前まで北浦と呼ばれ、衣ヶ浦（現在の衣浦湾）のすぐ東側に位置した入江でした。その後、水害対策として矢作川の流れを人工的に変えたため、海への出口を閉ざされた油ヶ淵には稗田川、高取川、長田川、半場川、朝鮮川などの水が流れ込むようになりました。その上、その湖面は矢作川より低かったため、沿岸の

村々は水害により大きな被害を受けました。

明治14年には明治用水が通水し、周辺の新田開発が活発となり、その落ち水が稗田川、長田川、半場川、朝鮮川から油ヶ淵へ流入するようになりました。しかし、ひとたび豪雨になると、沿岸の水田は冠水し、被害が続くため、昭和6年に高浜川の開削が始まりました。そして、昭和10年に完成し、現在の形になりました。

また、油ヶ淵周辺の地盤の高さは、T P（東京湾平均海面）0 m程度しかありません。よって、満潮時高浜川に流れ込む海水を食いとめるために水門が整備され、台風時の高潮などから地域を守っています。蛇足ながら、稗田川・法響橋付近の地盤の高さは、T P約2 mであります。なお、T Pと標高、また海拔は同じ高さであることは御承知のとおりであります。

さて、二級河川稗田川は、平成9年5月に改正された河川法に基づき整備計画が進んでおります。この改正では、それまでの治水、利水に加え環境が新たに目的として追加され、この先20年から30年の間に整備する河川改修計画の策定について、流域住民などの意見の反映が義務づけられました。

住民の意見の反映という点で、平成17年12月議会で当時の地元議員が再々質問で「健康といやしの目的で堤防遊歩道に、距離掲示を設置できないか」との質問に対し、当時の建設部長は「建設する方向で検討しますが、時間がかかること、御承知ください」旨の答弁をされています。加えて、杉浦敏和議員も昨年3月議会で同様の質問をされておりました。この件については、設置され、地元の方々や散歩の人々に喜んでいただいております。また、自然環境あふれる安全な水辺を創造する計画では、子どもたちの遊びの場、自然体験の場として成果を上げています。

高取小学校では、稗田川クラブの皆さんが昨年12月22日、愛知県の水質パトロール隊表彰式で優秀賞をいただき、そのクラブの活動がラジオで放送されました。また、昨年10月20日、全校生徒合同で行われた稗田川の日イベントは、子どもたちの思い出に残るすばらしい教育行事と思います。こうした成果は、地元のかかるがも会、清流会、水明会、全世代楽習塾などのボランティア団体と高浜市当局とのパートナーシップのたまものと思います。いずれにしても、稗田川は高浜市にとって唯一の川らしい川であります。このことを大きくとらえ、加えて、地元議員でありますので質問をいたします。

まず最初に、稗田川の治水計画について、現在進められている暫定計画の概要と現在までの進捗状況、及び残された整備内容についてお尋ねいたします。

〔1番 磯田義弘 降壇〕

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 初めに、暫定計画についてお話をしたいと思います。

平成21年の7月に策定をされております二級河川高浜川水系の河川整備計画では、おおむね5年に1回降ると予想される雨について、これは時間雨量52mmというふうになっておりますが、そ

の洪水を河川だけではなくて関係する準用河川、それから雨水貯留浸透施設、また下水道等の整備等を含めた、いわゆる総合的な治水ということで、雨水排水計画と相まって、安全に水を下流へ流すと、そういう暫定計画になっております。

次に御質問ございました、現在までの進捗状況ということでございますが、まず護岸の工事について申し上げます。南中学校の東に架設をされています論地橋、それから高取公民館の北に架設をされております法響橋、この間が約1,640mの区間でございますが、これは平成9年から12年に既に完成をいたしております。その後、法響橋から高取小学校の東にございます、前橋というのがございますが、その間が340m区間、これは17年度から19年度に完了いたしておるという状況でございます。

この護岸工事のお話をしましたが、それにあわせて橋梁のほうも既に改修をしておりますので、その経過を少し申し上げますと、平成13年度から15年度で論地橋の改築をしております。それと、15年度から16年度には小橋の改築工事。20年から22年にかけて、前橋の改築工事がすべて完了しておるという状況でございます。

現在、昨年度23年度と本年度24年度の2カ年で、前橋からもう一つ上流の小橋までの護岸工事を進めていただいておりますと、県のほうから聞いておりますと、本年度中に工事が終わるといふふうになっております。そういったことから、本年度で一応稗田川の最下流から小橋までの延長約3kmの区間については、すべて護岸の引堤工事とその区間にかかる橋の、8橋ございますが、完了するというところでございます。

残された最後の整備という、残された整備内容ということでございますが、高浜の市域について、限って申し上げますと、小橋からまだ1kmぐらいの間の区間の改修等が残っておりますと、まだその間に2橋の橋の改修というのにも必要になってまいります。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。ただいま暫定計画について御説明いただきましたが、では、全体計画について御説明をお願いいたします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 暫定計画ということでございますが、この暫定計画、平成20年8月に策定をされております二級河川高浜川水系の河川整備基本方針に基づく県の全体計画では、30年に1回発生するといわれる予想されておる雨の規模ですね。それが時間80mmというふうになっておりますが、この洪水を安全に下流に流すという目的で決まっております。

今後の整備ということで、おおむね30年間の整備を示す河川整備計画では、新高取橋の上流ですね。そこまで整備を位置づけておると、そういうふうに県から伺っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、この河川整備方針のほうでは、従来の治水対策に加えて「河川環境の整備と保全」という、そういった大きなテーマが目的化されておりまして、いわゆる多自然型の川づくりが基本になっていますよということでございます。河川環境と申しますのは、治水と利水の従ではなくて、環境というのはそれと同等の重い重要性を持って取り扱いをされておるということでございます。

それから、多自然型の川づくりというのは、川の自然環境の特徴やそこで要求されるような治水条件を踏まえて、それから人と川のかかわりという部分にも視点を置いて、いわゆる地域の個性とニーズを十分にそこに生かすことが基本にされておるといふふうになっております。

それから、これは議員もご承知かと思いますが、こうした背景から、稗田川の河川整備工事の中でもいわゆる積極的に多自然型の川づくりというのが取り入れられておりまして、稗田川の持つ本来の生態系だとか繁殖環境の保全と、そういったものに加えて、河川環境に配慮した川づくりというのがいわゆる全体の概要ということになります。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） 今1問目、2問目伺いまして、平成8年当時の改修計画は暫定計画49mm、全体計画で76mm時間対応というふうになっていたと思うんですけども、これが変更された理由をお尋ねします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 変更された理由につきましては、平成18年の1月に愛知県の確率雨量が改定されまして、平成21年度の河川整備計画策定からこの改定版を適用したために、確率降雨が変更になったものでございます。この確率降雨は、昭和51年3月の発行以来多くの河川計画等に適用されておりましたが、課題に対応するために見直しをかけたものでございます。それも県からもお聞きしております。

また、見直しを行ったことで精度が上がったというものにつきましては、2点ほど言いますと、まず1点目が短時間確率雨量の精度の向上。これは、確率降雨が下水道計画等の幅広い用途に用いられ、小流域における1時間未満の短縮、短時間の確率雨量も求められるようになったということでございます。

それと、あと2点目につきましては、雨量の資料の蓄積による精度向上ということで、今まで51年までしか資料が、降雨の状況がなかったものですから、それ以降のものが新たに過去の雨量記録を更新していて、向上になっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） そうすると、要は古い技術から現代の新しい技術になって精度が向上した

というふうに理解してよろしいわけですね。

では、続いて4番目の質問です。

平成12年3月議会における当時の当局答弁に、「稗田川治水計画では、暫定計画段階で遊水地の整備が位置づけられており、県が治水計画の改定時に行った検討結果によりますと、洪水毎秒15m<sup>3</sup>を分派し、貯留量は約8万m<sup>3</sup>、約5haの規模となる見込みでございます」とありますけれども、この遊水地に関しての計画は今も生きているのか、お尋ねします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 遊水地の計画に対するお尋ねでございますが、現在の河川全体計画にも遊水地は必要とされております。河川計画においては、上流約4km（高浜市・安城市の市境付近）まで改修しても、おおむね5年に1回発生すると予想される規模の降雨の洪水については、遊水地がなくても安全に流下できるということを県からお聞きしております。

しかしながら、稗田川の最上流、安城の高棚地区まで改修いたしますと、水位を計画高水位以内におさめようとすると、下流から3.1kmの小橋付近の地点に遊水地が必要になることがあります。こういったことによって、必要な時期になりましたら県のほうに要望していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） 念のために再確認させていただきますと、要は、この遊水地の計画は全体計画の中に含まれていると理解してよろしいですか。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 議員御理解のとおり、二級河川高浜水系河川整備基本方針に基づく県の計画に遊水地は計画されておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） それでは、6番目の質問に移ります。

1番目の質問に、「残された整備計画の中で、小橋上流の改修とそれに伴う2橋の橋梁の改築が必要」と答弁されておりますけれども、これはおおむねいつごろになる計画か、わかる範囲でお願いします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 残された整備時期についての御質問ですが、残りの中根橋、それと上田橋は、現在進められています河川整備の進捗に合わせて改修を進めていく予定ということで、具体的な時期についてはちょっとわかっておりません。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） では、続いて7番目の質問です。

河道整備が済んだ地区でも、この先上流の土砂が川底にたまっていくと思うんですけれども、



県のしゅんせつ工事、川底を掘り取る工事ですね。これについてのお考えをお尋ねします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） しゅんせつ工事についての県の考えでございしますが、河道を維持するためには、河川を定期的に巡視することが必要だと思っております。土砂の堆積が治水の上の支障となるのが判断される場合に、堆積土砂の除去等の適切な対策に努めるというふうにお聞きしております。

なお、最近のしゅんせつ工事の実績を申し上げますと、平成18年度に高浜川合流地点の付近から中学橋下流付近までの、延長1,770m区間のしゅんせつがされております。土砂の量につきましては、1万3,400m<sup>3</sup>を処理されたということをお聞きしております。この土砂の量をわかりやすく申し上げますと、大型ダンプで約2,230台の土砂になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） 具体的な数字をありがとうございます。では、8番目の質問です。

暫定計画及び全体計画について答弁いただきましたけれども、対応雨量時間何mm、これは、その時間の雨量であれば何時間降っても大丈夫かと。これは何を示すのか、教えてください。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 現在改修を行っております暫定計画（5年確率）は、時間最大の雨量は52mm、それから、日雨量につきましては164mmでございます。

また、二級河川高浜川水系河川整備基本方針に基づく県の全体計画、これは30年確率での時間最大雨量は80mm、日雨量は277mmであり、計画では降雨のピークが降雨想定時間の中央に想定されております。

したがって、どれだけ降っても大丈夫かという御質問に対しましては、大丈夫ではありませんという答弁になります。ピークが長い降雨が発生した場合などでは、想定を超える水位となる場合も考えられますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。そうすると、1日24時間で164mmでアウトということで、少ないなと思われる方も多いのではないのでしょうか。

それでは、9番目の洪水対策の質問に移ります。

高浜市は、雨水浸透ますや雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設によって雨水の流出抑制を目指してきたと思うんですけども、その効果についてお尋ねします。

○議長（北川広人） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） それでは、雨水貯留浸透施設による流出抑制の効果についてお答えさせていただきます。

雨水流出抑制を行うには、市だけではなく市民の皆様にも協力していただかなければなりません。

ん。平成14年12月1日から高浜市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付規則を施行し、浸透ます、浸透管、透水性舗装、貯留タンクの設置や、不要になった浄化槽を貯留槽に転用する浄化槽転用貯留槽の設置に係る費用の一部を助成してまいりました。

また、下水道の認可区域外で新たに合併処理浄化槽を高浜市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を活用して設置される方に対し、高浜市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付規則による補助対象工事のうち2種類以上の工事を行っていただくこととして、雨水流出抑制の推進をしてまいりました。

その結果、平成23年度末で雨水貯留浸透施設の設置状況は、浸透ますが393基、浸透管が594.9m、透水性舗装が882.5㎡、貯留槽、雨水タンクですが45基、浄化槽の転用貯留槽が107基となっております。そのほかにも、高浜中学校や高取公民館などで浄化槽転用貯留槽の設置、また、翼小学校やエコハウスなどで貯留施設を設置しており、これまでの雨水流出抑制対策量としては2984.61㎡となっております。これは、例えば高取小学校に25mで7コースのプールがありますが、水深が約1.1mとすると、容量は374㎡となりますので、約8杯分に相当いたします。

御質問の効果についてでございますが、愛知県の開発許可技術基準に、開発区域面積が5ha以上の場合は原則として調整池を設けて洪水調整をすること、この場合の貯留容量は $V = 600A$ の式により算出した値以上とすることとあります。Vは貯留容量、Aは開発面積ですので、これまでの雨水流出抑制の対策量2984.61㎡は、約5haの開発をしたときの調整池をつくったのと同等の効果があるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。雨水タンクを使っている方に伺いますと、水道代の節約になる、災害時に役立つというふうなことをおっしゃっております。

続いて、10番目の質問です。

平成13年9月議会の当時の当局答弁に、五反田グランド南のパイプライン事業で、耕作者の理解で田んぼのもう一つの機能である大雨のときの雨水滞留について考慮した事業を完成させるとありますけれども、その効果についてお尋ねいたします。

○議長（北川広人） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） 御質問の、五反田グランドの南のパイプライン事業は、平成14年から平成18年度の5年間で、高取地区土地改良総合整備事業として整備されております。用水路は、開水路からパイプラインに変更し、排水路は老朽化した開水路の更新として、水田の汎用化と草刈り、泥上げ等の維持管理の軽減と担い手農家の営農機械の大規模化に伴い、畦畔除去による大区画化を実施いたしてまいりました。

そうした中にありまして、稗田川への排水抑制を当地で担うためには、排水路の暗渠化ととも

に一部排水抑制ますを設置し、水田の持つ多面的機能を十分発揮することができたと考えております。

結果といたしまして、農地における調整池機能を維持され、また、雨水対策といたしまして、新たな調整池を建設する以上の効果があり、建設コストの節減にもつながり、大きな効果が発揮できたと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。この農地は60haを超す広大な広さになると思えますけれども、それではもう少し詳しく、この雨水滞留機能の仕組みを説明してください。

○議長（北川広人） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 雨水滞留機能の仕組みについてお答えいたします。

先ほど申し上げました五反田グラウンドより市道を挟んだ南の地域は平坦地のため、排水路と排水抑制ます（4カ所）で一時的な排水能力を低下させる施設が整備されております。

排水路の暗渠化に伴い、本線側に抑制ゲートが設置され、下流流下能力を抑制させるため、排水路暗渠内並びに水田に貯留させながら徐々に稗田川に放流させることにより、河川への負荷を軽減させる仕組みとなっております。

また、この地域はおおむね2分の1が集団転作されております。通常、水稻においては24時間湛水しても無被害と考えられるため、こちらの水稻作付地のみを貯留対策として考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。私のほうで聞いたところによりますと、稲には雨水の滞留について、四、五日なら問題ないということですね。この効果は大変大きいと思いますが、このことについての答弁は要りません。

次、12番目の質問に移ります。

この田んぼの雨水滞留効果は、先ほどお聞きした暫定計画の対応雨量に含まれているかどうか。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 先ほどの答弁で、排水の一部の雨水を水田に貯留させながら排水する仕組みということでお答えしましたが、稗田川の改修事業の暫定計画、これ5年確率の時間最大52mmなのですが、この流量計算の中には含まれておりません。

それから地域、これをつくりました地域の担い手の農家、地権者の協力により、これ、稗田川の河川ピーク時の排水を農地側で遅らせることによって、稗田川の負荷の軽減を図っている事業でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） そうしますと、この田んぼの効果、そのときの耕作の状態によって貯水量

は変化する、わからないですけれども、別枠であるというふうに考えてよろしいわけですね。ありがとうございます。

13番目。では、稗田川の下流、高浜川の洪水対策についてお聞きします。

高浜川水門に排水ポンプが設置される計画があると思えますけれども、その目的と効果をお尋ねします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 高浜水門の排水ポンプの計画についてのお答えをさせていただきます。

ポンプの目的は、高潮時に海水が河川に逆流するのを防ぐために水門を閉鎖いたしますが、そのとき水門上流からの流れを海に強制的に流すための排水ポンプで、設置をすることになっております。効果といたしましては、水門の上流側の浸水を防止するものでございます。

なお、ポンプの設置場所につきましては碧南市の丸山町地内の高浜水門地点で、ポンプ能力につきましては毎秒15 t と計画されていますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。このポンプなどで、伊勢湾台風規模の高潮と降雨でも川の水位をTP約2 mまでに保つことができるという計画のようであります。

では、14番目の質問です。

そうすると、今までのすべての対策から考えられる、今現在の稗田川の対応できる最大時間雨量をお尋ねします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 平成24年度末で小橋の改修が完了するため、小橋から下流につきましては、暫定計画の計画雨量であります時間最大52mmの対応となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） 今現在の時間対応雨量は52mmということであります。

では、15番目の質問です。

近年の稗田川に係る水害状況についてお尋ねします。特に、今までの最大時間雨量と最大合計雨量についてお答えください。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 稗田川の水害状況であります。平成に入ってから集中豪雨は、最大時間雨量40mm以上の集中豪雨が9件ありました。近年では、平成3年9月19日の台風18号では時間最大雨量66.5mm、平成6年10月3日の集中豪雨では時間最大雨量74.5mm、平成11年6月29日から30日の集中豪雨では時間最大雨量54mmという雨量を観測しております。

また、議員の御質問でありました今までの最大時間雨量と最大合計雨量は、平成12年9月11日から12日の東海豪雨時に時間最大雨量102.5mm、最大合計雨量、9月11日から12日の2日間、降雨時間にしますと約29時間なのですが、459mmの雨量を観測しております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） 東海豪雨で稗田町地区の被害は大きく、吉岡市長も、浸水現場で胸までつかかり携帯電話をペアにしたと先日の生きがい教室でお話されておりました。

16番目の質問です。

現在の高浜市水防計画では、3時間雨量80mmで大雨洪水警報が発表されるようではございますけれども、稗田川沿線の市民にはいつ、どのように避難の指示が出るのか、お尋ねいたします。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まず、高浜市の水防計画には、「水防本部長は、水害発生の恐れがあり、避難立ち退きを要すると判断した場合は、その区域の住民に対して避難立ち退きを指示する」と記述がされております。そこで、避難指示の判断についてでございますが、稗田川の河川水位、高浜川水門の水位、堤外地の状況、降雨の状況や降雨予測等にかんがみて判断をすることとなります。

また、避難立ち退きの連絡方法につきましては、電話、サイレン、打鐘、広報車等により、その時点における使用可能な方法で周知することといたしております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） それでは、続きまして17番目、地震、津波についての質問です。

最近、津波が大きく取り上げられておりますが、高浜川水門についてお聞きします。どのぐらいの潮位、高潮まで対応できるのか。過去の最高潮位をお尋ねします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 高浜川の水門につきまして、どのぐらいの潮位、高潮まで対応できるかの御質問でございますが、高浜川の水門のゲートの閉鎖時の高さはT Pプラスの3.65mとなっております。

また、過去の最高潮位は、昭和34年の伊勢湾台風でT Pプラスの3.20mであります。よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） 参考までにですが、高浜川の水門の水位は、国土交通省リアルタイム、川の防災情報のホームページで時間ごと、あるいは10分ごとに見ることができます。

では、続いて18番目の質問です。

本年3月31日に、内閣府より南海トラフに係る最大級の地震の想定が発表されました。それによると、高浜市には震度7の地震、最高T P 3.1mの津波が発生するとあります。高浜川水門はこの地震、津波に対してどうか、お尋ねします。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 今回の発表では、最大クラスの地震、津波を想定して、地震の震度をマグニチュード9.0、津波は東日本大震災並みのマグニチュード9.1に設定がされており、高浜市内における想定震度は7、津波はT P 3.1mと、これまでの東海地震・東南海地震が連動して発生した場合でありますマグニチュード8.2、震度6強、津波はT P 2 mとの想定がそれぞれ引き上げられております。

そこで、御質問の「高浜水門の地震、津波に対してどうか」でございますが、現在の水門は、設置当時の技術基準により設置がなされております。今後、中央防災会議及び愛知県防災会議の考察結果及び国土交通省の指針を踏まえ、対策が必要となれば再照査をしていくこととなります。

なお、最大地震へのハードでの対応は行わないと知立建設事務所からお伺いをしております。

以上です。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） それでは、同じように稗田川の堤防、これは地震、津波に対してどうか。特に液状化現象等で決壊の可能性はないか、お尋ねします。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 初めに、稗田川の堤防については、高浜川水門と同じく中央防災会議や愛知県防災会議の考察結果及び国土交通省の指針を踏まえ、対策を必要とする区間について再照査をしていくことと考えられております。

また、液状化現象につきましては、平成14年度に愛知県の防災会議地震部会の被害予測をもとに、市域全体を500mメッシュの四角で区切り高浜市を70分割にした、東海地震・東南海地震が連動した場合における液状化の判断結果が公表されております。この液状化の判断結果は高浜市被害想定にも記載をさせていただいておりますが、稗田川周辺の液状化判定につきましては、大部分がD判定であり、液状化の可能性は極めて低い地域となっておりますが、高取地区の1カ所で、A判定の可能性が極めて高い地域となっております。この地域のうち18%のところは液状化の可能性があるということで、この地域すべてが液状化になるという意味ではございません。

液状化の関係で加えて申し上げますと、愛知県では本年度より、高浜海岸の堤防1kmの区間に対しまして液状化対策の耐震工事を実施されております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） 高浜市のホームページに公表されている、液状化を示す地図を見ると、今

おっしゃった高取地区の1カ所というのは、法響橋と前橋の中ほどから小橋までの堤防が含まれているということです。

では、続いて20番目の質問です。

日本では震度7が最高値で、震度7以上の揺れでも震度7と発表されるようですが、今あるデータから、伊勢湾台風並みの高潮時に地震で高浜水門が決壊した場合、TP約5mを超える津波が来ると想定できると思いますが、当局の見解をお聞きします。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 昭和34年9月に暴風雨、高潮等により甚大な被害を発生させた伊勢湾台風時の潮位はTP3.2mで、これまでに衣浦港で観測されました最高潮位となっております。また、先ほどの答弁にもありましたが、南海トラフの巨大地震モデル検討会が発表した新たな津波の推計では、最大でTP3.1mとなっております。

御質問の、伊勢湾台風並みの高潮時に高浜水門が決壊した場合、TPで5mを超える想定への見解でございますが、伊勢湾台風並みの高潮時と新たな津波高の最大の津波が同時に発生したとなれば、現時点では具体的に何mとは言及できませんが、台風によります気圧の関係もございますので、当然、津波高は大きくなるものと理解をしております。

なお、このような想定につきまして、県に聞き取りをいたしましたところ、最大級の地震等に伊勢湾台風並みの高潮が発生した場合、高浜水門のハードでの対応は現在考えておらないということでございます。

以上です。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。

今までの答弁で、想定以上の被害に、水門あるいは堤防ともハードでの対応はかなり難しいということですか。

21番目の質問です。

それでは、高浜市は地震、津波、水害などの各被害の想定やその対策をどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 地震、津波、水害など、各被害の想定やその対応についての市の考え方でございますが、まず地震で命を落とさないこと、そして、津波であれば早く高いところへ避難をしていただくことが重要であると考えております。

そのためには、住民自身の防災意識の向上、自主防災組織の充実、市民の皆様適切に正確な情報を伝えることが必要であり、これまでも住民自身の防災意識の向上では、各種団体、保育園・幼稚園、小学校での防災講話、建物の耐震診断及び耐震改修費の補助、並びに家具転倒防止

器具の取り付けなど補助を実施してまいりました。

自主防災組織の充実では、総合防災訓練の実施、また昨年から活動を開始いたしました、自主防災組織によります「防災ネットきずこう会」を本年度も実施することにより、町内会やまちづくり協議会が軸となっております自主防災組織の充実を図ってまいります。

また、市民の皆様適切に正確な情報の伝達では、これまで高浜市地震防災マップや被害想定、水害ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなどを作成し、市民の皆様公表をしております。

加えて、昨年は、日常生活において自分が今何mの高さにいるのかがわかるように、市内の電柱や避難所など約600カ所に標高を表示し、災害が発生した場合に避難する場所や方向の目安とする、標高の見える化事業を実施いたしております。

本年度は、新たな情報伝達手段といたしまして、水害ハザードマップで津波の浸水域、東海豪雨で浸水した地域などを対象区域といたしまして、同報系行政無線の整備を計画いたしております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） そうしますと、ただいまの答弁をわかりやすく言うと、高浜市は現在までにハザードマップやその他の施策を打ってきた。また、同報防災無線も手を打とうとしている。加えて、高浜市は打つ手は可能な限り今後も打ちますよと。しかし、災害には想定外が必ず考えられるので、こうした考えから、市民の皆さんにも自己防衛してくださいよというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 当然ながら、行政としてやるべきことは行政としてしっかりやっていくつもりであります。

市民の皆様方におかれましても、御自身でやれることは自己防衛を含めお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。

さきの答弁にもありましたけれども、最近高浜市のホームページに、標高を示す看板が市内のどこにあるかを示す地図が公表されたことは御承知のとおりであります。しかし、まだまだその地図がホームページに載っているということは周知されていないと思います。

例えばK A T C Hのデータ放送、デジタル地上放送の12チャンネルが始まりましたけれども、その文字放送の高浜市のコーナーには情報がかなり載っている量が少ないです。他の5市に比



べるとその差は歴然と思います。ですから、こういった市の今ある資産を使っていただいて、市の持っている情報を有効に市民の皆さんに伝えたらどうかということをご提案させていただきたいと思います。

それでは、23番目の質問です。

改正河川法のもう一つの目的に環境というものがございますが、その中の多自然型川づくりについて、1点お伺いします。

高取小学校の前にある中洲ですね。これは現状で完成しているのか、お尋ねいたします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 御質問の中洲の整備につきましては、平成21年度の河川改修工事で完了はしております。

先ほど磯田議員の冒頭の中で言われました、昨年10月20日の高取小学校全校生徒合同で行われました稗田川の日イベントに、前橋、それと小学校隣接堤防道路の右岸・左岸の河道にあります中洲を利用して水遊びや、また、中洲の中に小学生の指揮者が立ち、全校生徒で稗田川の歌を合唱しておりました。今後も、地域の方、学校の自然学習の場として中洲を活用していただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。

それでは、これから先の愛知県、高浜市の稗田川改修への考え方を伺います。

小橋より上流の改修について、県はこの先どのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 小橋上流の改修に対する御質問でございますが、愛知県では平成21年度に二級河川高浜川水系河川整備計画に基づき、小橋から中根橋の下流の約370m区間につきましては、河道改修に必要な詳細設計を実施していただきました。

現段階では、河川改修事業として予算化されていないとのことですが、事業として継続し、順次改修をしていただけると県からお聞きしておりますので、お願いたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。

それでは、最後の質問でございます。

高浜市としては、県に今後もこの川の改修に関してプッシュしていただけるのか、これを最後に質問させていただきます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今後の姿勢ということで御質問をいただきました。

実は、先月の5月ですけれども、市役所において知立建設事務所の所長を初め各事業の幹部の

方にお集まりをいただいて、いわゆる愛知県がやってみえる事業、これはもちろん河川事業もそうですけれども、県事業全般に対する事業の促進を要望する会という、要望会というのをやりました。その中の項目としては、今いろいろと御質問いただきました稗田川に対する事業の促進要望ももちろん入れてまいりました。それから、御質問の中でも出ておりました高浜川の水門でございますね。そのポンプの新設をお願いするという要望もいたしております。

それからまず、一方、二級河川油ヶ淵、高浜川水系も含めてでございますが、この改修促進を図っていこうと、声を上げていこうということで、この流域に関係する3市、私どもの市を加えて安城、西尾、それに油ヶ淵の悪水土地改良区というのがございますが、そこを連携をいたしまして協議会というのをつくっております。そして、その協議会の中でもいわゆる河川改修を早く進めてくださいと、そういった要望会のほうも開催し、そういった事業活動を通じて高浜川水系の、特に関連河川の改修を要望しておるということでございます。

いずれにいたしましても、磯田議員の今までの御質問にお答えしましたように、いわゆる浸透ます、それから透水管の施策、それから水田を利用した雨水の貯留対策などにつきましても、いわゆる行政だけではとても追いつかない、できないことでございます。これは、るる聞いていただいたとおり、市民の方のご協力とご理解があつてなし得ておるものでございます。

そういったことで、議員も御存じのとおり、稗田川に対する思いというのは、いわゆる地元の住民のさまざまなこういった熱意、今でも、昔からずっと草刈りだとか、それから植栽事業だとかごみ拾い、そういったものが展開されておる。また、高取小学校では、先ほども話に出ておりましたが川をフィールドにしていろいろな事業の展開をしていると。そんなこともございますので、そういった市民の思いと我々行政の促進に対する思いを一つにして、今後も引き続き河川改修の早期事業の促進をお願いしていきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 1番、磯田義弘議員。

○1番（磯田義弘） ありがとうございます。

最後に、前段でも申し上げましたが、稗田川は愛知県のホームページの「美しい愛知づくり景観資源600選」にも載せられておりますとおり、高浜にとって唯一川らしい川でございます。そして、この稗田川整備は他市の同様な整備よりも驚異的な進展をしており、当局の努力を高く評価するところであります。今後も、災害に対して安全で、すばらしい環境の稗田川になりますよう、当局の今後の努力に期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は15時40分。

午後3時29分休憩

---

午後3時40分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、黒川美克議員。一つ、防災対応と都市基盤整備について。一つ、図書館の相互利用について。以上、2問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、昨年12月の一般質問に引き続き、喫緊の問題であります防災対応と都市基盤整備について、どのように実現させるかを中心に質問をさせていただきます。

私は、現在本市の都市計画並びに各整備事業を初めとするまちづくりに対して、非常な危機感を抱いています。本市が今日あるのは、市施行による高浜中部特定土地区画整理事業を初め、数多くの組合施行による区画整理事業によって骨格が形成され、社会資本の整備の充実が図られたと言っても過言ではありません。

ところが、昭和63年度に区画整理課は廃止され、平成7年度に都市計画課も廃止され、現在の事務分掌に基づく行政組織では、都市政策部の都市整備グループの事務分掌13項目の中に「街路その他都市計画施設の新設、改良及び維持管理に関すること」と「都市計画決定及び変更に関すること」と「市街地開発事業に関すること」の3項目しか見当たりません。「区画整理に関すること」の文言は見当たりません。区画整理課はおろか都市計画課までなくし、培った都市計画や都市整備に関するノウハウの承継もなされていないのが実態であります。かつて先進的であった本市の市街地整備も、最近では近隣の市と比較して非常におくれをとっていると思います。

一方、東海・東南海・南海の巨大地震が危惧される中、本市では、防災上極めて問題のある手つかずの密集市街地や未整備な都市計画道路への対応は遅々として進んでおりません。その結果、想定される甚大な被害や発生時の緊急対応のおくれが非常に懸念されます。

その懸念を払拭するためにも、阪神・淡路大震災や東日本大震災での教訓を生かし、ハード事業及びソフト施策の両面からのまちづくりが必要と考えております。

愛知県においては、基幹的広域防災拠点の候補地について調査を進めており、具体的な整備に向けて準備に入っていると聞いております。そういった準備との連携を図りながら、高浜市の将来を見据えることが重要と考えます。

そこで、3点質問をさせていただきます。

まず第1点は、こうした重要課題に対処するための財政的裏づけです。現在、国土交通省では、平成22年度より従来の個別補助金を原則一本化し、地方の自由度を高めた社会資本整備総合交付金を創設し、23年度、24年度と政策目的達成のため重点化を進め、地方の自由度や使い勝手を向上させてきています。

この制度の仕組みは、市が目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成して国に提出し、国は毎年度この計画に基づき交付額を算定して交付金を交付することとなります。計画はおおむね3年から5年をめぐりに作成されることとなります。いくら総合計画や都市計画マスタープランで立派な構想を記載しても、この計画に記載されないと補助金はもらえず、実現が難しくなります。そこで、社会資本総合交付金事業における社会資本総合整備計画は現在どうなっているのか、質問をさせていただきます。

次に、交付金対象事業では、目標実現のための基幹事業、基幹事業と一体的に実施する関連社会資本整備事業、その効果を一層高めるための効果促進事業で構成され、ハード事業とソフト施策を組み合わせたことができますが、その中で私の考える重要課題である防災対策と都市基盤整備がどのように位置づけられているか、お聞きをいたします。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の事例等を見ても、復興にはハード事業として区画整理事業の手法が欠かせないのであります。もちろん、大災害が発生する前に災害に強いまちづくりの推進が不可欠ですが、そのためには社会資本総合整備計画で、ハード事業とソフト施策の両面から打つべき対策を早急に実施できるよう計画に明記すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、公共施設の補修や補強による長寿命化計画を含め、小・中学校を初めとし、ここ数年で耐用年数が来る公共施設も数多くあります。防災対策の関連など、その計画はどうなっていますか。

また、現在取りまとめが行われている公共施設のあり方検討会や都市計画マスタープランの報告書について、東海・東南海・南海の三連動の巨大地震と巨大津波の被害想定と整合性がとれた内容になっているか、あわせて質問をさせていただきます。多少おくれても反映させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目の質問ですが、区画整理事業を初めとする都市基盤整備の実現方策についてお聞きします。

最近、他県で起きた通学路での痛ましい事故は記憶に新しいわけですが、安心・安全を基本とするまちづくりのためには、区画整理による整備が最も効果的であります。防災上危険な地域、例えば碧海町五丁目の約12万7,000㎡は堤防の外にあります。地盤の高さも約3mということで、津波の被害をまともに受けると思います。また、密集市街地及び空洞化が深刻な中心市街地を今後いかに再生していくのか。東日本大震災における被災市街地復興土地区画整理事業を先取りする形で、津波想定でも甚大な被害が明らかな地区への対策について、都市基盤整備に向けた合意形成を図り、地域で考える防災対策としてソフト施策を展開するためにも、その学区まちづくり協議会でよく検討すべきと考えます。

一方、これは一つの提案でございますが、市街化区域に点在する生産緑地の耕作者がいなくなり、解除される事例が多々出てきております。そうした地区は道路などが整備されず、土地活用

がなされていない現状があります。あるいは、市街化調整区域でも、一定の条件下で地区計画を立てれば開発も可能と聞いております。こうした貴重な空地に対してミニ区画整理等を推進し、有効活用を図り、密集市街地からミニ区画整理地内への移転を奨励するなど、既成市街地とタイアップして整備することが必要と考えます。市として、こうした低・未利用地の活用についての政策を推し進める考えはないでしょうか。

私は、こうした事業に地道に取り組むことが、巨大地震が万一発生した場合に備え、復興プランづくりや住民の合意形成など、行政としての管理監督すべき人材やノウハウを育成することにつながると考えます。人材やノウハウの育成には時間がかかる一面もあるため、民間のコンサルタントやシンクタンクなどを活用することも可能と考えます。都市計画あるいは区画整理を担当する部署を組織の中に明確に位置づけるとともに、かつ市民にもわかりやすい形でその重要性をPRすべきであります。

遅きに失した感もありますが、人材やノウハウを育成するためにも、職員の資質向上に役立つ資格取得を支援したり、東日本大震災の被災地の復興支援に派遣することもあわせて考えるべきです。

至急、防災対応と都市基盤整備の充実のための対策と体制の見直しを敢行していただくとともに、財政的な裏づけを持った具体的な都市基盤整備計画を策定、実現していただきたいと考えますが、御答弁をお願いいたします。

続きまして、2問目の図書館の相互利用について質問をいたします。

現在の高浜市立図書館の設置及び管理に関する規則では、衣浦東部広域行政圏の碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の5市では図書館の相互利用が既の実施されていますが、今回衣浦定住自立圏を構成する刈谷市、知立市、高浜市、東浦町の各図書館では、高浜市と知立市は東浦町とはまだ相互利用が実施されていません。

図書館利用者の利便を図るため、ぜひとも今後は愛知県内のすべての図書館と相互利用ができるように取り組んでいただきたいと思いますが、まず手始めとして、東浦町と相互利用ができるように取り組んでいただき、利便の向上を図っていただきたいと思いますが、考えを教えてください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（北川広人） 都市政策部長。

〔都市政策部長 深谷直弘 登壇〕

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、黒川美克議員の1問目、防災対応と都市基盤整備についてお答えいたします。

最初にお尋ねのありました、本市が国の社会資本整備総合交付金を受けて社会資本の整備を進

めている計画についてであります。

社会資本整備総合交付金は、平成22年度から国土交通省所管の地方公共団体向け補助金などを一つの交付金として原則一括とし、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が生かせる総合的な交付金として、平成22年度予算において創設がなされております。

その後、平成23年度より投資補助金を一括交付金化することに伴いまして、社会資本整備総合交付金の都道府県分のうち年度間、地域間の変動、偏在が小さい事業について、地域自主戦略交付金に移行し、社会資本整備総合交付金を政策目的達成のため計画的に実施すべき事業などを重点といたしました。

その社会資本整備総合交付金は、現行の4分野、これは活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援、これを統合することにより、より一層柔軟な予算流用を可能にするなど、地方の自由度、使い勝手をさらに向上いたしましたものであります。

本市の社会資本整備総合交付金事業の状況と取り組みの内容を申し上げますと、1つ目の分野であります活力創出基盤整備分野におきまして、都市整備グループでは、愛知県と県内の市町村全体の計画として安全で快適な生活道路の整備計画を立てており、その中には、昨年度より事業着手いたしております市道港線視距改良及び歩道の整備、昨年度実施をいたしました市内の道路橋の長寿命化修繕計画作成に向けた市内幹線道路橋点検、加えて、都市再生整備計画といたしまして吉浜地区の人形小路の整備、並びに地域政策グループがまちづくり協議会の拠点の整備を実施いたしました。また、都市防災グループにおいては、市民の夜間通行の安全・安心の促進に向けた防犯灯のLED灯への取りかえを計画し、現在事業を進めております。

2つ目の分野であります水の安全・安心基盤整備におきましては、上下水道グループが公共下水道の整備を進めております。

3つ目の分野であります市街地整備におきましては、都市防災グループが都市防災総合推進事業といたしまして、本年度、同報系防災行政無線の整備などを進めております。

次にお尋ねのありました、交付金対象事業の防災対策と都市基盤整備がどのように位置づけられているか、また、社会資本総合整備計画におけるハード事業とソフト事業の両面から、打つべき対策を早急に実現できるように計画に明記すべき、考えは、についてお答えいたします。

社会資本総合整備計画の各分野の取り組みと事業概要は先ほど御回答いたしましたとおりでございますが、議員が御質問の中でおっしゃられたような、区画整理事業を絡めた都市基盤整備に防災対策を反映させている計画につきましては現段階では持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

また、ハード事業とソフト事業の両面対策の考え方でございますが、今まで実施をいたしました事業の取り組みの中で事例を申し上げますと、都市再生整備計画では、吉浜地区の人形小路の整備とまちづくり協議会の拠点施設整備をハード事業として行い、それに附帯するソフト事業で

は、まちづくり協議会活動支援事業を実施いたしております。このように、整備を進める事業の趣旨、内容によりまして、ハード事業とソフト事業の両面での対策を進めております。

次に、御質問のありました公共施設のあり方検討と都市計画マスタープランの報告書について、3連動の巨大地震と巨大津波の被害想定との整合がとれた内容になっているかについてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、公共施設のあり方検討につきましては、本年度より本格的な検討を進めてまいります。また、都市計画マスタープランにつきましては、長期的な視点に立った土地利用を進めるものとして、既に平成23年度に改訂をいたしております。いずれにいたしましても、今後、中央防災会議の被害想定の見直しの結果を注視し、その想定内容によって判断をいたしたいと考えております。

最後に、3つ目の御質問であります、区画整理事業を初めとする都市基盤整備の実現方策についてお答えいたします。

区画整理事業につきましては、平成23年の12月議会にて御回答をいたしておりますが、近年の土地区画整理事業を取り巻く環境は、土地の価格の下落と保留地処分の困難さ、権利者ニーズの多様化などにより事業期間が長期化する傾向が多く見られ、住民の合意形成がより困難になっている状況であると考えております。

現在、愛知県の規程によりますと、地権者数のおおむね85%以上の同意を得ることが必要であり、加えて、関係権利者となる住民の皆さんの土地を提供していただく減歩に対する御理解と御協力が厳しい状況であることなどから、本市における現状の市街地の中で、新たな土地区画整理事業への取り組みは慎重に考える必要があると考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

また、御質問にありました、巨大地震が発生した場合の備えとして、被災市街地の復興への都市基盤整備計画の策定・実現に向けてについてお答えをいたします。

愛知県は、東海地震に関する地震防災対策強化地域に39の市町村が指定されていること、東南海・南海地震防災対策推進地域に51の市町村が指定されていることなど、市街地での著しい被害の発生が想定されていることから、平成15年に大震災発生後の迅速な都市の復興のため、被災以後の都市復興手続の大まかな手順を示すものとして「震災復興都市計画の手引き」が定められております。今回の東日本大震災の発生を機にこの見直しが行われ、本年4月には「愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編）」が新たに策定をされております。この「愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編）」では、震災により都市基盤が未整備な市街地に大きな被害が発生した場合などにおいて、住民との合意形成を図りつつ、市街地開発などの事業でより迅速な都市の復興について、被災後の対応の手引きとなっております。

この手引き書によりますと、発災後の初動段階3日目から発災後6カ月以降の第4段階までの

都市復興の手順が示されており、高浜市においても、この手引きに基づき震災復興を進めていきたいと考えております。

その具体的な内容を御紹介いたしますと、その手続は、被災後、家屋などの建物が応急復旧することにより以後の市街地整備事業などの実施に支障が生ずることを防ぐため、建築行為などの制限を行い、第二次建築制限被災区域の復興方針の骨格的な都市施設の配置等に関して地元住民及び関係権利者との協議を進め、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い、市街地整備事業などの事業計画が合意形成されるまでの建築行為などの制限を継続することになっております。

この建築制限が定められている間に、市街地整備事業などの都市計画決定区域内の住民及び関係権利者との合意形成の後、市街地整備事業などの事業計画を策定し、面整備事業や修復型の事業を進めるための都市計画決定を行っていくことなどが示されております。

この「愛知県災害復興都市計画の手引き」につきましては、今年度から計画編の策定が予定をされており、都市復興の迅速化、復興計画に関する合意形成の円滑化などを図るため、被災前の日ごろから防災まちづくりや復興計画の立案などを進める事前復興計画について、被災想定や地域特性に応じた復興計画の考え方、事前の防災まちづくり計画の検討手法などについて、勉強会を通して進めていくとお聞きいたしております。

議員が危惧されておられる、今後発生が予想されている巨大地震に対しての都市計画基盤の整備につきましては、まず中央防災会議の被害想定の見直し、地域防災計画の見直し、「愛知県震災復興都市計画の手引き」、これら3つについての結果、内容をかんがみながら、より効果的、効率的な検討に取り組みたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

〔都市政策部長 深谷直弘 降壇〕

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、黒川美克議員の2問目、図書館の相互利用についてお答えをさせていただきます。

まず、本市の図書館の利用につきましては、議員御指摘のとおり、高浜市立図書館の管理及び運営に関する規則に基づきまして、本市、碧南市、刈谷市、安城市または知立市内に在住、在勤または在学している方を貸出券の交付対象として、広域的な相互利用を実施いたしております。この5市の図書館の相互利用につきましては、衣浦東部広域行政圏計画に基づきまして平成7年度より実施され、住民サービスの向上に努めてきているところでございます。

次に、御質問でも触れられた衣浦定住自立圏の概要につきましては、若干述べさせていただきます。

この衣浦地域圏は、全国屈指のものづくり産業の拠点として、トヨタ系企業への通勤者を初め周辺市町から多くの人が入り込むとともに広域的な人の流れを創出しており、生活圏は一層拡大して、さまざまな面で密接な関係を有しております。このような強固な産業基盤に支えられ、安



定した財政基盤により、住民生活に必要な生活機能を初め福祉、教育、都市基盤などの施策の充実に努め、働くまちと住むまちとの共生を積極的に進め、都市的機能の集積を図っています。また、それぞれの市町が個性を生かし、お互い切磋琢磨しながら独自の施策を展開し、住民にとって住みやすいまちづくりを進めているところでもあります。

以上のように、当圏域は堅調な産業基盤に支えられ、今後も人口が増加傾向で推移すると想定されておりますが、今後もそれぞれの市町が持つ資源を生かすとともに、より密接に連携して、住民ニーズへの対応や社会的課題の解決に取り組む必要があると考えております。

こうした考えのもと、衣浦定住自立圏形成協定が平成23年3月30日に刈谷市、知立市、高浜市及び東浦町において締結をされました。この定住自立圏の考え方では、中心市と周辺市とがそれぞれ個別の協定を結び、お互いの市民サービスの拡充を図っていくことを目指しております。よって、衣浦定住自立圏では中心市が刈谷市となっており、周辺市である本市、知立市、東浦町はそれぞれが刈谷市と個別協定を結ぶこととなっております。

東浦町にあります東浦町中央図書館は、東浦町役場のほど近くに所在し、蔵書数は約17万2,000冊を有しております。年間の貸し出し冊数は約39万冊となっております。高浜市立図書館の年間貸し出し冊数約20万冊の2倍近い数値となっております。また、図書館の利用登録者数は、高浜市立図書館の2万3,692人に比べ東浦町中央図書館は1万9,392人となっており、4,300人少ない状況ではありますが、図書館を比較する指標として用いられる実質貸出密度という、登録者1人当たり年間何冊貸し出したかという数字を見ますと、高浜市立図書館が8.48に対し東浦町中央図書館は20.11という数値を示していることから、登録者が何度か図書館を訪れ、年間で20冊を超える図書を借りているということがうかがえます。さらに、貸し出し冊数を蔵書数で除した蔵書回転率という指標を見ると、高浜市が1.03であるのに対し東浦町は2.26となっております。図書資料の活用機会が高くなっていると言えます。

また、東浦町におきましても、周辺の半田市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町及び武豊町内に在住、在勤もしくは在学している者等に対して図書資料の貸し出しを実施しており、広域的な相互利用を図っているところであります。さらに、東浦町には大型商業施設があることから、本市市民が東浦町へ往来する機会が多いと考えられ、東浦町中央図書館との相互利用が実施されれば、市民の図書利用の拡充、利便性、あるいは相互の交流人口の拡大等の面から、一定の効果があるものと考えております。

以上、総括して考えますと、衣浦定住自立圏では周辺市同士である本市と東浦町とが図書館を相互利用するための個別協定を締結することは想定されておきませんが、そもそも定住自立圏は、それぞれの市町が持つ資源を生かすとともに、より密接に連携して住民ニーズへの対応や社会的課題の解決に取り組み、住民サービスの向上を図っていくことを目的としていることから、同じ圏域となった東浦町との図書館の相互利用については、住民の図書館利用の利便性の向上を図っ

ていくためにも、利用協定を検討していく必要があるものと考えております。

なお、御質問の中にありました、県内すべての図書館との相互利用につきましては、現在愛知県図書館が提供している横断検索システム「愛蔵くん」によりまして県内の市町村立図書館等の所蔵図書を検索でき、愛知県図書館を取りまとめ館として図書館相互の図書貸借が可能となっております。よって、県内図書館の広域的利用は可能となっている状況にはありますが、借りたい図書資料が指定の図書館に届くまでに2週間ほどかかってしまうという点が課題として考えられます。

こうした課題を解決していくためには、愛知県図書館を経由しない、それぞれの市町村が図書館の相互利用の協定を締結していく必要があると考えますが、利用者の要望や広域的な相互利用に伴う課題なども考慮しながら、必要に応じて県内市町村との図書館相互利用を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 第1回目の御答弁、ありがとうございました。

図書館の相互利用につきましては、大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。再質問はありません。

次に、防災対応と都市基盤整備については再質問をお願いいたします。

社会資本総合整備計画の答弁の中で、区画整理事業を絡めた都市基盤整備に防災対策を反映させる計画については、現段階では持ち合わせていないという御答弁でしたが、東海・東南海・南海地震の三連動の巨大地震が発生する確率はかなり高くなっております。

確かに、社会資本整備計画は3年から5年間の計画ということですので、今の段階では難しいかもしれませんが、巨大地震の被害想定がわかった段階で早急に計画に反映していただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、区画整理事業についてですが、地価の下落だとか、それから現在の愛知県の規程によると地権者数のおおむね85%以上の同意が必要だとか、減歩に対する理解と協力が厳しいため慎重に考える必要があるとの御答弁でしたが、区画整理法だけの適用で行えばそういうことですが、災害復旧のための区画整理事業になれば、阪神・淡路大震災、東日本大震災においても特例法が制定されていますので、東海・東南海・南海地震についても特例法が当然制定されると思います。

先ほどの御答弁にもありましたが、「愛知県震災復興都市計画の手引き」に基づき震災復興を進めていきたいとの答弁がありましたが、公共施設も、小・中学校を初めとし老朽化している施設も数多くありますので、単独で建てかえを行うことについての考え方はどうか、お伺いをいたします。

また、今後区画整理事業等を実施するために人材やノウハウを育成する必要があると考えます

が、技術職員の資質向上に役立つ資格、例えば土地区画整理士だとか技術士等の資格の取得を支援する考えがあるかどうか、あわせてお伺いいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） それでは、最初の御質問であります、先ほどの答弁を補足させていただきます。

順番といたしまして、国の中央防災会議の被害想定の見直し結果をもとに、その被害想定内容を受け、高浜市地域防災計画における災害予防計画の見直しを進めることとなります。その予防計画では、来るべき巨大地震等の対応に向け、地域の皆さんに応じた、少ない財政支出で最大の効果が見られるさまざまな予防手法の検討を進めてまいりたいと考えております。

加えて、先ほどの答弁でも申し上げましたが、今年度から進められると伺っております愛知県震災復興都市計画の計画編でございますが、都市復興の迅速化、復興計画に関する合意形成の円滑化等を図るため、被災前の防災まちづくりや復興計画の立案などを進める事前復興計画となっております。この事前の防災まちづくりの計画等については、地域の皆さんと一緒に、減災への取り組みとともに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それから、2問目の質問をいただきました。いわゆる公共施設の建てかえを含めて区画整理事業をするべきではないのかと、そういった考え方はないのかということでございますが、これは先ほども申し上げましたが、公共施設のあり方検討という基本的な方針につきましては、今後市民の皆様と一緒に検討をしていく考えとなっております。

既存の施設の建てかえや機能の統廃合、それから複合化についての方針を検討するものでございまして、議員がおっしゃいますように用地を含めた、事業用地の確保というようなものではございませんので、その部分は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 技術職員の資質向上に役立つ資格の取得支援でございますが、議員おっしゃられるように、技術職員につきましてはその必要性を十分認識いたしており、25年度採用試験におきましては3名の技術職員の採用を計画しております。昨年まで4年制大学卒業のみでありました受験資格を短大卒まで広げまして、人材の確保に努めることといたしております。事業を遂行する上でどうしても必要な資格取得に対する支援につきましては、その必要性にかんがみ、研修の受講等を通じて支援してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、限られた職員数の中で、職員一人一人の能力向上は大変重要と考えております。今後とも高浜市職員成長支援計画及び高浜市職員研修計画に基づき、職員一人一人が自己研さんに努め、自己の成長を促進させ、総合的に組織力を高めていけるようにしてまいりたいと思っております。

○議長（北川広人） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） どうも御丁寧な説明をありがとうございました。一言申し述べさせていただきますけれども、私はあくまでも公共施設のあり方検討委員会の中でそういった、学校だとかそういったものの今後建てかえの計画が出てくる、そういったときに対して、やはり今の場所に建てかえるだとかどこに建てかえるかとかいうことは、これは今後検討されていくと思いますけれども、やはりそのときに、やはり施設をつくるときに周りも合わせて一緒に、区画整理等の手法を使って周りも一緒に整備をしていくと。そういった考え方が大事じゃないのかということちょっと申し上げたわけですので、ひとつよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（北川広人） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会をいたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時16分散会

---